

# 「教科用図書への掲載等に係る補償金について」

## 関係資料

### 目次

- 平成 30 年諮問第 99 号（平成 30 年度使用教科書等に著作物を掲載する場合の補償金の額（案））・・・3
  - 【参考資料 1】平成 30 年度使用教科書等掲載補償金について・・・13  
（別添：教科書等掲載補償金の額の改定について（平成 17 年 1 月 24 日文化審議会著作権分科会決定））
  - 【参考資料 2】教科書等掲載補償金額比較表・・・15
  - 【参考資料 3】教科書等掲載補償金関係規定・・・19
  
- 平成 30 年諮問第 100 号（平成 30 年度使用教科用拡大図書に著作物を複製する場合の補償金の額（案））・・・21
  - 【参考資料 1】平成 30 年度使用教科用拡大図書複製補償金額の算出方法・・・25  
（別添：教科用拡大図書の補償金の定め方について（平成 26 年 3 月 5 日文化審議会著作権分科会決定））
  - 【参考資料 2】教科用拡大図書複製補償金額比較表・・・29
  - 【参考資料 3】教科用拡大図書複製補償金関係規定・・・33
  
- 平成 31 年諮問第 13 号（平成 31 年度以降の教科用図書への掲載等に係る補償金の算出方法（案））・・・35
  - 【参考資料 1】平成 31 年度以降の教科用図書への掲載等に係る補償金の算出方法の考え方等について・・・39
  - 【参考資料 2】平成 31 年度以降の教科用図書への掲載等に係る補償金の算出方法に関する告示案の概要に対する意見募集の結果について・・・45
  - 【参考資料 3】学校教育法等の一部を改正する法律の概要・・・51
  - 【参考資料 4】教科書補償金に係る審議事項の整理・・・53



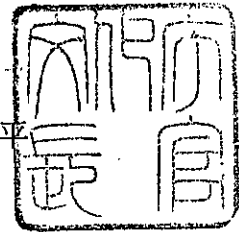
30文庁第705号  
平成30年諮問第99号

文化審議会

著作権法（昭和45年法律第48号）第33条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成30年度使用教科書等に著作物を掲載する場合の補償金の額を次のとおり定めることとしたいので、同法第71条の規定により諮問します。

平成30年12月18日

文化庁長官 宮田 亮



平成30年度使用教科書等掲載補償金額（案）

I 言語の著作物

言語の著作物を著作権法第33条第1項の教科用図書又は同条第4項の通信教育用学習図書若しくは教師用指導書（以下「教科書等」という。）に掲載する場合の補償金の額は、小学校用、中学校用及び高等学校用の教科書等のそれぞれについて、当該著作物の種類及び当該教科書等の発行部数に応じ、以下の表のとおりとする。

小学校用

（単位：円）

発行 種類	部数	1万部未満	1万部以上 2万部未満	2万部以上 3万部未満	3万部以上 4万部未満	4万部以上 5万部未満	5万部以上 6万部未満	6万部以上 7万部未満	7万部以上 8万部未満
		第一種	国内	22,464	28,944	35,424	41,904	48,384	54,864
	国外	20,800	26,800	32,800	38,800	44,800	50,800	56,800	62,800
第二種	国内	14,904	19,224	23,544	27,864	32,184	36,504	40,824	45,144
	国外	13,800	17,800	21,800	25,800	29,800	33,800	37,800	41,800
第三種	国内	8,964	11,556	14,148	16,740	19,332	21,924	24,516	27,108
	国外	8,300	10,700	13,100	15,500	17,900	20,300	22,700	25,100
第四種	国内	2,052	2,700	3,348	3,888	4,536	5,076	5,724	6,372
	国外	1,900	2,500	3,100	3,600	4,200	4,700	5,300	5,900

発行 種類	部数	8万部以上 9万部未満	9万部以上 10万部未満	10万部以上 15万部未満	15万部以上 20万部未満	20万部以上 25万部未満	25万部以上 30万部未満	30万部以上 35万部未満	35万部以上 40万部未満
		第一種	国内	74,304	80,784	100,224	140,724	181,224	221,724
	国外	68,800	74,800	92,800	130,300	167,800	205,300	242,800	280,300
第二種	国内	49,464	53,784	66,744	93,744	120,744	147,744	174,744	201,744
	国外	45,800	49,800	61,800	86,800	111,800	136,800	161,800	186,800
第三種	国内	29,700	32,292	40,068	56,268	72,468	88,668	104,868	121,068
	国外	27,500	29,900	37,100	52,100	67,100	82,100	97,100	112,100
第四種	国内	6,912	7,560	9,396	13,176	16,956	20,736	24,516	28,296
	国外	6,400	7,000	8,700	12,200	15,700	19,200	22,700	26,200

発行 種類	部数	40万部以上 45万部未満	45万部以上 50万部未満	50万部以上 55万部未満	55万部以上 60万部未満	60万部以上 65万部未満	65万部以上 70万部未満	70万部以上 75万部未満	75万部以上 80万部未満
		第一種	国内	343,224	383,724	424,224	464,724	505,224	545,724
	国外	317,800	355,300	392,800	430,300	467,800	505,300	542,800	580,300
第二種	国内	228,744	255,744	282,744	309,744	336,744	363,744	390,744	417,744
	国外	211,800	236,800	261,800	286,800	311,800	336,800	361,800	386,800
第三種	国内	137,268	153,468	169,668	185,868	202,068	218,268	234,468	250,668
	国外	127,100	142,100	157,100	172,100	187,100	202,100	217,100	232,100
第四種	国内	32,076	35,856	39,636	43,416	47,196	50,976	54,756	58,536
	国外	29,700	33,200	36,700	40,200	43,700	47,200	50,700	54,200

発行 種類	部数	80万部以上 85万部未満	85万部以上 90万部未満	90万部以上 95万部未満	95万部以上 100万部未満	100万部以上
		第一種	国内	667,224	707,724	748,224
	国外	617,800	655,300	692,800	730,300	730,300円に100万部以上5万部までを超えるごとに37,500円を加算して得た額
第二種	国内	444,744	471,744	498,744	525,744	525,744円に100万部以上5万部までを超えるごとに27,000円を加算して得た額
	国外	411,800	436,800	461,800	486,800	486,800円に100万部以上5万部までを超えるごとに25,000円を加算して得た額
第三種	国内	266,868	283,068	299,268	315,468	315,468円に100万部以上5万部までを超えるごとに16,200円を加算して得た額
	国外	247,100	262,100	277,100	292,100	292,100円に100万部以上5万部までを超えるごとに15,000円を加算して得た額
第四種	国内	62,316	66,096	69,876	73,656	73,656円に100万部以上5万部までを超えるごとに3,780円を加算して得た額
	国外	57,700	61,200	64,700	68,200	68,200円に100万部以上5万部までを超えるごとに3,500円を加算して得た額

発行 部数 種類		1万部未満	1万部以上 2万部未満	2万部以上 3万部未満	3万部以上 4万部未満	4万部以上 5万部未満	5万部以上 6万部未満	6万部以上 7万部未満	7万部以上 8万部未満
第一種	国内	22,464	28,944	35,424	41,904	48,384	54,864	61,344	67,824
	国外	20,800	26,800	32,800	38,800	44,800	50,800	56,800	62,800
第二種	国内	14,904	19,224	23,544	27,864	32,184	36,504	40,824	45,144
	国外	13,800	17,800	21,800	25,800	29,800	33,800	37,800	41,800
第三種	国内	8,964	11,556	14,148	16,740	19,332	21,924	24,516	27,108
	国外	8,300	10,700	13,100	15,500	17,900	20,300	22,700	25,100
第四種	国内	2,052	2,700	3,348	3,888	4,536	5,076	5,724	6,372
	国外	1,900	2,500	3,100	3,600	4,200	4,700	5,300	5,900

発行 部数 種類		8万部以上 9万部未満	9万部以上 10万部未満	10万部以上 15万部未満	15万部以上 20万部未満	20万部以上 25万部未満	25万部以上 30万部未満	30万部以上 35万部未満	35万部以上 40万部未満
第一種	国内	74,304	80,784	100,440	140,940	181,440	221,940	262,440	302,940
	国外	68,800	74,800	93,000	130,500	168,000	205,500	243,000	280,500
第二種	国内	49,464	53,784	66,960	93,960	120,960	147,960	174,960	201,960
	国外	45,800	49,800	62,000	87,000	112,000	137,000	162,000	187,000
第三種	国内	29,700	32,292	40,176	56,376	72,576	88,776	104,976	121,176
	国外	27,500	29,900	37,200	52,200	67,200	82,200	97,200	112,200
第四種	国内	6,912	7,560	9,396	13,176	16,956	20,736	24,516	28,296
	国外	6,400	7,000	8,700	12,200	15,700	19,200	22,700	26,200

発行 部数 種類		40万部以上 45万部未満	45万部以上 50万部未満	50万部以上 55万部未満	55万部以上 60万部未満	60万部以上 65万部未満	65万部以上 70万部未満	70万部以上 75万部未満	75万部以上 80万部未満
第一種	国内	343,440	383,940	424,440	464,940	505,440	545,940	586,440	626,940
	国外	318,000	355,500	393,000	430,500	468,000	505,500	543,000	580,500
第二種	国内	228,960	255,960	282,960	309,960	336,960	363,960	390,960	417,960
	国外	212,000	237,000	262,000	287,000	312,000	337,000	362,000	387,000
第三種	国内	137,376	153,576	169,776	185,976	202,176	218,376	234,576	250,776
	国外	127,200	142,200	157,200	172,200	187,200	202,200	217,200	232,200
第四種	国内	32,076	35,856	39,636	43,416	47,196	50,976	54,756	58,536
	国外	29,700	33,200	36,700	40,200	43,700	47,200	50,700	54,200

発行 部数 種類		80万部以上 85万部未満	85万部以上 90万部未満	90万部以上 95万部未満	95万部以上 100万部未満	100万部以上
第一種	国内	667,440	707,940	748,440	788,940	788,940円に100万部以上5万部までを超えるごとに40,500円を加算して得た額
	国外	618,000	655,500	693,000	730,500	730,500円に100万部以上5万部までを超えるごとに37,500円を加算して得た額
第二種	国内	444,960	471,960	498,960	525,960	525,960円に100万部以上5万部までを超えるごとに27,000円を加算して得た額
	国外	412,000	437,000	462,000	487,000	487,000円に100万部以上5万部までを超えるごとに25,000円を加算して得た額
第三種	国内	266,976	283,176	299,376	315,576	315,576円に100万部以上5万部までを超えるごとに16,200円を加算して得た額
	国外	247,200	262,200	277,200	292,200	292,200円に100万部以上5万部までを超えるごとに15,000円を加算して得た額
第四種	国内	62,316	66,096	69,876	73,656	73,656円に100万部以上5万部までを超えるごとに3,780円を加算して得た額
	国外	57,700	61,200	64,700	68,200	68,200円に100万部以上5万部までを超えるごとに3,500円を加算して得た額

発行 種類	部数	1万部未満	1万部以上	2万部以上	3万部以上	4万部以上	5万部以上	6万部以上	7万部以上
		2万部未満	2万部未満	3万部未満	4万部未満	5万部未満	6万部未満	7万部未満	8万部未満
第一種	国内	21,600	27,864	34,020	40,284	46,440	52,704	58,860	65,124
	国外	20,000	25,800	31,500	37,300	43,000	48,800	54,500	60,300
第二種	国内	14,364	18,576	22,680	26,784	30,996	35,100	39,204	43,416
	国外	13,300	17,200	21,000	24,800	28,700	32,500	36,300	40,200
第三種	国内	8,640	11,124	13,608	16,092	18,576	21,060	23,544	26,028
	国外	8,000	10,300	12,600	14,900	17,200	19,500	21,800	24,100
第四種	国内	2,052	2,592	3,132	3,780	4,320	4,968	5,508	6,048
	国外	1,900	2,400	2,900	3,500	4,000	4,600	5,100	5,600

発行 種類	部数	8万部以上	9万部以上	10万部以上	15万部以上	20万部以上	25万部以上	30万部以上	35万部以上
		9万部未満	10万部未満	15万部未満	20万部未満	25万部未満	30万部未満	35万部未満	40万部未満
第一種	国内	71,280	77,544	95,364	133,920	172,584	211,140	249,804	288,360
	国外	66,000	71,800	88,300	124,000	159,800	195,500	231,300	267,000
第二種	国内	47,520	51,624	63,504	89,316	115,020	140,724	166,536	192,240
	国外	44,000	47,800	58,800	82,700	106,500	130,300	154,200	178,000
第三種	国内	28,512	30,996	38,124	53,568	69,012	84,456	99,900	115,344
	国外	26,400	28,700	35,300	49,600	63,900	78,200	92,500	106,800
第四種	国内	6,696	7,236	8,856	12,528	16,092	19,656	23,328	26,892
	国外	6,200	6,700	8,200	11,600	14,900	18,200	21,600	24,900

発行 種類	部数	40万部以上	45万部以上	50万部以上	55万部以上	60万部以上	65万部以上	70万部以上	75万部以上
		45万部未満	50万部未満	55万部未満	60万部未満	65万部未満	70万部未満	75万部未満	80万部未満
第一種	国内	327,024	365,580	404,244	442,800	481,464	520,020	558,684	597,240
	国外	302,800	338,500	374,300	410,000	445,800	481,500	517,300	553,000
第二種	国内	217,944	243,756	269,460	295,164	320,976	346,680	372,384	398,196
	国外	201,800	225,700	249,500	273,300	297,200	321,000	344,800	368,700
第三種	国内	130,788	146,232	161,676	177,120	192,564	208,008	223,452	238,896
	国外	121,100	135,400	149,700	164,000	178,300	192,600	206,900	221,200
第四種	国内	30,564	34,128	37,692	41,364	44,928	48,492	52,164	55,728
	国外	28,300	31,600	34,900	38,300	41,600	44,900	48,300	51,600

発行 種類	部数	80万部以上	85万部以上	90万部以上	95万部以上	100万部以上
		85万部未満	90万部未満	95万部未満	100万部未満	100万部以上
第一種	国内	635,904	674,460	713,124	751,680	751,680円に100万部以上5万部までを超えるごとに38,556円を加算して得た額
	国外	588,800	624,500	660,300	696,000	696,000円に100万部以上5万部までを超えるごとに35,700円を加算して得た額
第二種	国内	423,900	449,604	475,416	501,120	501,120円に100万部以上5万部までを超えるごとに25,704円を加算して得た額
	国外	392,500	416,300	440,200	464,000	464,000円に100万部以上5万部までを超えるごとに23,800円を加算して得た額
第三種	国内	254,340	269,784	285,228	300,672	300,672円に100万部以上5万部までを超えるごとに15,444円を加算して得た額
	国外	235,500	249,800	264,100	278,400	278,400円に100万部以上5万部までを超えるごとに14,300円を加算して得た額
第四種	国内	59,400	62,964	66,528	70,200	70,200円に100万部以上5万部までを超えるごとに3,564円を加算して得た額
	国外	55,000	58,300	61,600	65,000	65,000円に100万部以上5万部までを超えるごとに3,300円を加算して得た額

備考

- 「国内」欄の額は、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する消費税に相当する金額を含み、同法の施行地内に住所地を有する著作権者に対して支払う場合に適用するものとする。「国外」欄の額は、それ以外の場合に適用するものとする。
- 第一種とは、教科書等に掲載された分量が400字詰原稿用紙21枚以上（外国語の場合にあっては、1,500ワード以上）に相当する著作物をいう。
- 第二種とは、詩及び教科書等に掲載された分量が400字詰原稿用紙11枚以上20枚以下（外国語の場合にあっては、1,000ワード以上1,500ワード未満）に相当する著作物をいう。
- 第三種とは、教科書等に掲載された分量が400字詰原稿用紙10枚以下（外国語の場合にあっては、1,000ワード未満）に相当する著作物をいう。
- 第四種とは、短歌、俳句その他これらに準ずる著作物をいう。
- 国語文をローマ字により掲載する場合の補償金の額は、その原典に係る第一種から第四種までの区分に応じた額とする。
- 翻訳され又は翻案された著作物を教科書等に掲載する場合において、原著物の著作権及び二次的著作物の著作権が共に存する場合の補償金の額は、当該原著物及び当該二次的著作物のそれぞれについて、この表に掲げる補償金の額の100分の75に相当する額とする。
- 同一の著作物を教科用図書及び当該教科用図書に係る教師用指導書に併せて掲載する場合には、一の教科書等に掲載するものとみなし、その補償金の額は、それぞれの発行部数を合算した部数をその発行部数として、この表に掲げる額によるものとする。

## II 音楽の著作物

音楽の著作物を教科書等に掲載する場合の補償金の額は、小学校用、中学校用及び高等学校用の教科書等のそれぞれについて、当該教科書等の発行部数に応じ、歌詞又は楽曲毎に以下の表のとおりとする。

小学校用

(単位：円)

発行部数		1万部未満	1万部以上 2万部未満	2万部以上 3万部未満	3万部以上 4万部未満	4万部以上 5万部未満	5万部以上 6万部未満	6万部以上 7万部未満	7万部以上 8万部未満
補償金の額	国内	2,700	3,240	3,780	4,320	4,860	5,400	5,940	6,480
	国外	2,500	3,000	3,500	4,000	4,500	5,000	5,500	6,000

発行部数		8万部以上 9万部未満	9万部以上 10万部未満	10万部以上 15万部未満	15万部以上 20万部未満	20万部以上 25万部未満	25万部以上 30万部未満	30万部以上 35万部未満	35万部以上 40万部未満
補償金の額	国内	7,020	7,560	9,504	13,284	17,064	20,844	24,624	28,404
	国外	6,500	7,000	8,800	12,300	15,800	19,300	22,800	26,300

発行部数		40万部以上 45万部未満	45万部以上 50万部未満	50万部以上 55万部未満	55万部以上 60万部未満	60万部以上 65万部未満	65万部以上 70万部未満	70万部以上 75万部未満	75万部以上 80万部未満
補償金の額	国内	32,184	35,964	39,744	43,524	47,304	51,084	54,864	58,644
	国外	29,800	33,300	36,800	40,300	43,800	47,300	50,800	54,300

発行部数		80万部以上 85万部未満	85万部以上 90万部未満	90万部以上 95万部未満	95万部以上 100万部未満	100万部以上
補償金の額	国内	62,424	66,204	69,984	73,764	73,764円に100万部以上5万部までを超えるごとに3,780円を加算して得た額
	国外	57,800	61,300	64,800	68,300	68,300円に100万部以上5万部までを超えるごとに3,500円を加算して得た額

中学校用

(単位：円)

発行 種類	部数	1万部未満	1万部以上 2万部未満	2万部以上 3万部未満	3万部以上 4万部未満	4万部以上 5万部未満	5万部以上 6万部未満	6万部以上 7万部未満	7万部以上 8万部未満
補償金 の額	国内	2,700	3,240	3,780	4,320	4,860	5,400	5,940	6,480
	国外	2,500	3,000	3,500	4,000	4,500	5,000	5,500	6,000

発行 種類	部数	8万部以上 9万部未満	9万部以上 10万部未満	10万部以上 15万部未満	15万部以上 20万部未満	20万部以上 25万部未満	25万部以上 30万部未満	30万部以上 35万部未満	35万部以上 40万部未満
補償金 の額	国内	7,020	7,560	9,504	13,284	17,064	20,844	24,624	28,404
	国外	6,500	7,000	8,800	12,300	15,800	19,300	22,800	26,300

発行 種類	部数	40万部以上 45万部未満	45万部以上 50万部未満	50万部以上 55万部未満	55万部以上 60万部未満	60万部以上 65万部未満	65万部以上 70万部未満	70万部以上 75万部未満	75万部以上 80万部未満
補償金 の額	国内	32,184	35,964	39,744	43,524	47,304	51,084	54,864	58,644
	国外	29,800	33,300	36,800	40,300	43,800	47,300	50,800	54,300

発行 種類	部数	80万部以上 85万部未満	85万部以上 90万部未満	90万部以上 95万部未満	95万部以上 100万部未満	100万部以上
補償金 の額	国内	62,424	66,204	69,984	73,764	73,764円に100万部以上5万部までを超えるごとに3,780円を加算して得た額
	国外	57,800	61,300	64,800	68,300	68,300円に100万部以上5万部までを超えるごとに3,500円を加算して得た額

高等学校用

(単位：円)

発行 種類	部数	1万部未満	1万部以上 2万部未満	2万部以上 3万部未満	3万部以上 4万部未満	4万部以上 5万部未満	5万部以上 6万部未満	6万部以上 7万部未満	7万部以上 8万部未満
補償金 の額	国内	2,700	3,240	3,780	4,320	4,860	5,400	5,940	6,480
	国外	2,500	3,000	3,500	4,000	4,500	5,000	5,500	6,000

発行 種類	部数	8万部以上 9万部未満	9万部以上 10万部未満	10万部以上 15万部未満	15万部以上 20万部未満	20万部以上 25万部未満	25万部以上 30万部未満	30万部以上 35万部未満	35万部以上 40万部未満
補償金 の額	国内	7,020	7,560	9,072	12,636	16,200	19,764	23,328	26,892
	国外	6,500	7,000	8,400	11,700	15,000	18,300	21,600	24,900

発行 種類	部数	40万部以上 45万部未満	45万部以上 50万部未満	50万部以上 55万部未満	55万部以上 60万部未満	60万部以上 65万部未満	65万部以上 70万部未満	70万部以上 75万部未満	75万部以上 80万部未満
補償金 の額	国内	30,456	34,020	37,584	41,148	44,712	48,276	51,840	55,404
	国外	28,200	31,500	34,800	38,100	41,400	44,700	48,000	51,300

発行 種類	部数	80万部以上 85万部未満	85万部以上 90万部未満	90万部以上 95万部未満	95万部以上 100万部未満	100万部以上
補償金 の額	国内	58,968	62,532	66,096	69,660	69,660円に100万部以上5万部までを超えるごとに3,564円を加算して得た額
	国外	54,600	57,900	61,200	64,500	64,500円に100万部以上5万部までを超えるごとに3,300円を加算して得た額

備考

- 「国内」欄の額は、消費税法に規定する消費税に相当する金額を含み、同法の施行地内に住所地を有する著作権者に対して支払う場合に適用するものとする。「国外」欄の額は、それ以外の場合に適用するものとする。
- 同一の著作物を教科用図書及び当該教科用図書に係る教師用指導書に併せて掲載する場合には、一の教科書等に掲載するものとみなし、その補償金の額は、それぞれの発行部数を合算した部数をその発行部数として、この表に掲げる額によるものとする。



### Ⅲ 美術の著作物・写真の著作物

発行された美術の著作物又は発行された写真の著作物を教科書等に掲載する場合の補償金の額は、小学校用、中学校用及び高等学校用の教科書等のそれぞれについて、当該著作物の利用の態様及び当該教科書等の発行部数に応じ、以下の表のとおりとする。

小学校用

(単位：円)

発行部数 大きさ		1万部未満	1万部以上 2万部未満	2万部以上 3万部未満	3万部以上 4万部未満	4万部以上 5万部未満	5万部以上 6万部未満	6万部以上 7万部未満	7万部以上 8万部未満
1ページ 大	国内	4,428	6,480	8,532	10,584	12,636	14,688	16,740	18,792
	国外	4,100	6,000	7,900	9,800	11,700	13,600	15,500	17,400
1/2ページ 大	国内	2,268	3,240	4,320	5,292	6,372	7,344	8,424	9,396
	国外	2,100	3,000	4,000	4,900	5,900	6,800	7,800	8,700
1/4ページ 大以内	国内	1,296	1,944	2,592	3,132	3,780	4,428	5,076	5,616
	国外	1,200	1,800	2,400	2,900	3,500	4,100	4,700	5,200

発行部数 大きさ		8万部以上 9万部未満	9万部以上 10万部未満	10万部以上 15万部未満	15万部以上 20万部未満	20万部以上 25万部未満	25万部以上 30万部未満	30万部以上 35万部未満	35万部以上 40万部未満
1ページ 大	国内	20,844	22,896	27,540	38,988	50,436	61,884	73,332	84,780
	国外	19,300	21,200	25,500	36,100	46,700	57,300	67,900	78,500
1/2ページ 大	国内	10,476	11,448	13,824	19,548	25,272	30,996	36,720	42,444
	国外	9,700	10,600	12,800	18,100	23,400	28,700	34,000	39,300
1/4ページ 大以内	国内	6,264	6,912	8,316	11,664	15,120	18,576	22,032	25,488
	国外	5,800	6,400	7,700	10,800	14,000	17,200	20,400	23,600

発行部数 大きさ		40万部以上 45万部未満	45万部以上 50万部未満	50万部以上 55万部未満	55万部以上 60万部未満	60万部以上 65万部未満	65万部以上 70万部未満	70万部以上 75万部未満	75万部以上 80万部未満
1ページ 大	国内	96,228	107,676	119,124	130,572	142,020	153,468	164,916	176,364
	国外	89,100	99,700	110,300	120,900	131,500	142,100	152,700	163,300
1/2ページ 大	国内	48,168	53,892	59,616	65,340	71,064	76,788	82,512	88,236
	国外	44,600	49,900	55,200	60,500	65,800	71,100	76,400	81,700
1/4ページ 大以内	国内	28,836	32,292	35,748	39,204	42,660	46,008	49,464	52,920
	国外	26,700	29,900	33,100	36,300	39,500	42,600	45,800	49,000

発行部数 大きさ		80万部以上 85万部未満	85万部以上 90万部未満	90万部以上 95万部未満	95万部以上 100万部未満	100万部以上
1ページ 大	国内	187,812	199,260	210,708	222,156	222,156円に100万部以上5万部までを超えるごとに11,448円を加算して得た額
	国外	173,900	184,500	195,100	205,700	205,700円に100万部以上5万部までを超えるごとに10,600円を加算して得た額
1/2ページ 大	国内	93,960	99,684	105,408	111,132	111,132円に100万部以上5万部までを超えるごとに5,724円を加算して得た額
	国外	87,000	92,300	97,600	102,900	102,900円に100万部以上5万部までを超えるごとに5,300円を加算して得た額
1/4ページ 大以内	国内	56,376	59,832	63,180	66,636	66,636円に100万部以上5万部までを超えるごとに3,456円を加算して得た額
	国外	52,200	55,400	58,500	61,700	61,700円に100万部以上5万部までを超えるごとに3,200円を加算して得た額

中学校用

(単位：円)

発行部数 大きさ		1万部未満	1万部以上 2万部未満	2万部以上 3万部未満	3万部以上 4万部未満	4万部以上 5万部未満	5万部以上 6万部未満	6万部以上 7万部未満	7万部以上 8万部未満
1ページ	国内	4,428	6,480	8,532	10,584	12,636	14,688	16,740	18,792
	大 国外	4,100	6,000	7,900	9,800	11,700	13,600	15,500	17,400
1/2ページ	国内	2,268	3,240	4,320	5,292	6,372	7,344	8,424	9,396
	大 国外	2,100	3,000	4,000	4,900	5,900	6,800	7,800	8,700
1/4ページ	国内	1,296	1,944	2,592	3,132	3,780	4,428	5,076	5,616
	大以内 国外	1,200	1,800	2,400	2,900	3,500	4,100	4,700	5,200

発行部数 大きさ		8万部以上 9万部未満	9万部以上 10万部未満	10万部以上 15万部未満	15万部以上 20万部未満	20万部以上 25万部未満	25万部以上 30万部未満	30万部以上 35万部未満	35万部以上 40万部未満
1ページ	国内	20,844	22,896	27,540	38,988	50,436	61,884	73,332	84,780
	大 国外	19,300	21,200	25,500	36,100	46,700	57,300	67,900	78,500
1/2ページ	国内	10,476	11,448	13,824	19,548	25,272	30,996	36,720	42,444
	大 国外	9,700	10,600	12,800	18,100	23,400	28,700	34,000	39,300
1/4ページ	国内	6,264	6,912	8,316	11,664	15,120	18,576	22,032	25,488
	大以内 国外	5,800	6,400	7,700	10,800	14,000	17,200	20,400	23,600

発行部数 大きさ		40万部以上 45万部未満	45万部以上 50万部未満	50万部以上 55万部未満	55万部以上 60万部未満	60万部以上 65万部未満	65万部以上 70万部未満	70万部以上 75万部未満	75万部以上 80万部未満
1ページ	国内	96,228	107,676	119,124	130,572	142,020	153,468	164,916	176,364
	大 国外	89,100	99,700	110,300	120,900	131,500	142,100	152,700	163,300
1/2ページ	国内	48,168	53,892	59,616	65,340	71,064	76,788	82,512	88,236
	大 国外	44,600	49,900	55,200	60,500	65,800	71,100	76,400	81,700
1/4ページ	国内	28,836	32,292	35,748	39,204	42,660	46,008	49,464	52,920
	大以内 国外	26,700	29,900	33,100	36,300	39,500	42,600	45,800	49,000

発行部数 大きさ		80万部以上 85万部未満	85万部以上 90万部未満	90万部以上 95万部未満	95万部以上 100万部未満	100万部以上
1ページ	国内	187,812	199,260	210,708	222,156	222,156円に100万部以上5万部までを超えるごとに11,448円を加算して得た額
	大 国外	173,900	184,500	195,100	205,700	205,700円に100万部以上5万部までを超えるごとに10,600円を加算して得た額
1/2ページ	国内	93,960	99,684	105,408	111,132	111,132円に100万部以上5万部までを超えるごとに5,724円を加算して得た額
	大 国外	87,000	92,300	97,600	102,900	102,900円に100万部以上5万部までを超えるごとに5,300円を加算して得た額
1/4ページ	国内	56,376	59,832	63,180	66,636	66,636円に100万部以上5万部までを超えるごとに3,456円を加算して得た額
	大以内 国外	52,200	55,400	58,500	61,700	61,700円に100万部以上5万部までを超えるごとに3,200円を加算して得た額

発行部数 大きさ		1万部未満	1万部以上 2万部未満	2万部以上 3万部未満	3万部以上 4万部未満	4万部以上 5万部未満	5万部以上 6万部未満	6万部以上 7万部未満	7万部以上 8万部未満
1ページ	国内	4,104	5,940	7,776	9,612	11,448	13,284	15,120	16,956
	大 国外	3,800	5,500	7,200	8,900	10,600	12,300	14,000	15,700
1/2ページ	国内	2,052	3,024	3,888	4,860	5,724	6,696	7,560	8,532
	大 国外	1,900	2,800	3,600	4,500	5,300	6,200	7,000	7,900
1/4ページ	国内	1,188	1,836	2,376	2,916	3,456	3,996	4,536	5,076
	大以内 国外	1,100	1,700	2,200	2,700	3,200	3,700	4,200	4,700

発行部数 大きさ		8万部以上 9万部未満	9万部以上 10万部未満	10万部以上 15万部未満	15万部以上 20万部未満	20万部以上 25万部未満	25万部以上 30万部未満	30万部以上 35万部未満	35万部以上 40万部未満
1ページ	国内	18,792	20,628	26,352	37,152	47,952	58,752	69,552	80,352
	大 国外	17,400	19,100	24,400	34,400	44,400	54,400	64,400	74,400
1/2ページ	国内	9,396	10,368	13,176	18,576	23,976	29,376	34,776	40,176
	大 国外	8,700	9,600	12,200	17,200	22,200	27,200	32,200	37,200
1/4ページ	国内	5,616	6,156	7,884	11,124	14,364	17,604	20,844	24,084
	大以内 国外	5,200	5,700	7,300	10,300	13,300	16,300	19,300	22,300

発行部数 大きさ		40万部以上 45万部未満	45万部以上 50万部未満	50万部以上 55万部未満	55万部以上 60万部未満	60万部以上 65万部未満	65万部以上 70万部未満	70万部以上 75万部未満	75万部以上 80万部未満
1ページ	国内	91,152	101,952	112,752	123,552	134,352	145,152	155,952	166,752
	大 国外	84,400	94,400	104,400	114,400	124,400	134,400	144,400	154,400
1/2ページ	国内	45,576	50,976	56,376	61,776	67,176	72,576	77,976	83,376
	大 国外	42,200	47,200	52,200	57,200	62,200	67,200	72,200	77,200
1/4ページ	国内	27,324	30,564	33,804	37,044	40,284	43,524	46,764	50,004
	大以内 国外	25,300	28,300	31,300	34,300	37,300	40,300	43,300	46,300

発行部数 大きさ		80万部以上 85万部未満	85万部以上 90万部未満	90万部以上 95万部未満	95万部以上 100万部未満	100万部以上
1ページ	国内	177,552	188,352	199,152	209,952	209,952円に100万部以上5万部までを超えるごとに10,800円を加算して得た額
	大 国外	164,400	174,400	184,400	194,400	194,400円に100万部以上5万部までを超えるごとに10,000円を加算して得た額
1/2ページ	国内	88,776	94,176	99,576	104,976	104,976円に100万部以上5万部までを超えるごとに5,400円を加算して得た額
	大 国外	82,200	87,200	92,200	97,200	97,200円に100万部以上5万部までを超えるごとに5,000円を加算して得た額
1/4ページ	国内	53,244	56,484	59,724	62,964	62,964円に100万部以上5万部までを超えるごとに3,240円を加算して得た額
	大以内 国外	49,300	52,300	55,300	58,300	58,300円に100万部以上5万部までを超えるごとに3,000円を加算して得た額

備考

- 「国内」欄の額は、消費税法に規定する消費税に相当する金額を含み、同法の施行地内に住所地を有する著作権者に対して支払う場合に適用するものとする。「国外」欄の額は、それ以外の場合に適用するものとする。
- 「1ページ大」とは、一の著作物を2分の1ページを超え、1ページ以内の大きさで掲載する場合をいい、「2分の1ページ大」とは、一の著作物を4分の1ページを超え、2分の1ページ以内の大きさで掲載する場合をいい、「4分の1ページ大以内」とは、一の著作物を4分の1ページ以内の大きさで掲載する場合をいう。
- 写真の著作物において美術の著作物が複製されている場合に当該写真の著作物を教科書等に掲載するときの補償金の額は、当該写真の著作物の著作権及び当該美術の著作物の著作権が共に存する場合には、当該写真の著作物及び当該美術の著作物のそれぞれについて、この表に掲げる補償金の額の100分の75に相当する額とする。
- 同一の著作物を教科用図書及び当該教科用図書に係る教師用指導書に併せて掲載する場合には、一の教科書等に掲載するものとみなし、その補償金の額は、それぞれの発行部数を合算した部数をその発行部数として、この表に掲げる額によるものとする。

IV その他の著作物

言語の著作物、音楽の著作物、発行された美術の著作物及び発行された写真の著作物以外の著作物を教科書等に掲載する場合の補償金の額は、通常の使用料の額に相当する額又は通常の使用料の額に相当する額の範囲内において当該著作物を教科書等に掲載する者及び当該著作物の著作権者が協議して定める額とする。



## 平成 30 年度使用教科書等掲載補償金について

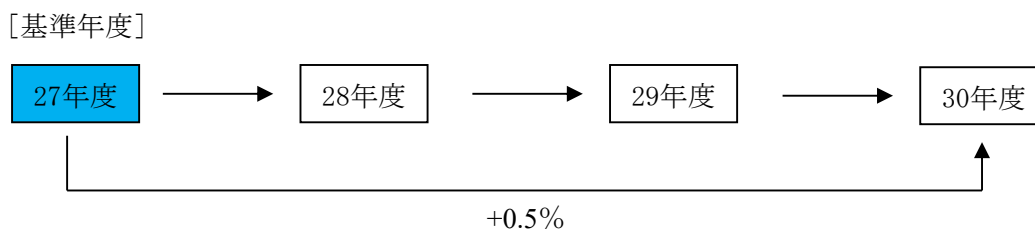
### 1. 平成 30 年度の教科書補償金の算出方法について

平成 30 年度の教科書補償金の額については、別添「教科書等掲載補償金の額の改定について（平成 17 年 1 月 24 日文化審議会著作権分科会決定）」の考え方に基づいて策定する。

### 2. 平成 30 年度の教科書定価の上昇率について

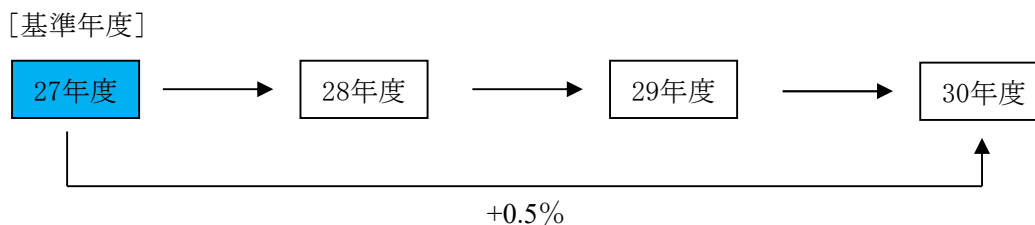
#### (1) 小学校

平成 30 年度の教科書定価の上昇率は、平成 27 年度を基準とすると+0.5%



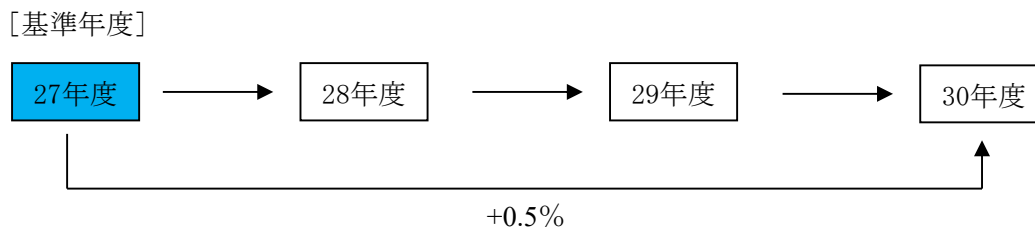
#### (2) 中学校

平成 30 年度の教科書定価の上昇率は、平成 27 年度を基準とすると+0.5%



#### (3) 高等学校

平成 30 年度の教科書定価の上昇率は、平成 27 年度を基準とすると+0.5%



### 3. 平成 30 年度使用教科書等掲載補償金について

基準年度である平成 27 年度の補償金の額に教科書定価の上昇率（小学校：+0.5%，中学校：+0.5%，高等学校：+0.5%）を乗じて算出する。

具体的な補償金額は「平成 30 年度使用教科書等掲載補償金額（案）」参照。

## 教科書等掲載補償金の額の改定について

平成17年1月24日  
文化審議会著作権分科会決定

### 1 基本的な考え方

- (1) 補償金の額は、原則として毎年改定するものとする。
- (2) 補償金の額の改定は、原則として、基準年度の補償金の額に教科書定価の上昇率を乗じた額を加えて行うものとする。  
(注：基準年度（平成16年以降は、平成15年度）は3年ごとに更新。基準年度からの上昇率を乗じるのは、前年度の額に上昇率を乗じて改定を続けると四捨五入の関係で誤差が広がるため)

### 2 基本的な改定方法

- (1) 基準年度の補償金の額に、教科書定価の上昇率（例、平成16年度：小中学校▲0.1%、高等学校▲0.1%）を乗じた額を加え（10円の位を四捨五入）、次のとおりとする。
  - ① 「1万部未満」の額に「1万部ごとに加算する額」は、「1万部未満」から「9万部以上10万部未満」までの各区分の金額差（1万部ごとの金額差）を平均した額とする。（10円の位を四捨五入）
  - ② 「10万部以上15万部未満」の額に「5万部ごとに加算する額」は、「10万部以上15万部未満」から「95万部以上100万部未満」までの各区分の金額差（5万部ごとの金額差）を平均した額とする。（10円の位を四捨五入）
  - ③ 100万部以上の補償金の額は、「95万部以上100万部未満」の額に、上述の「5万部ごとに加算する額」を5万部までを越えるごとに加算する。
- (2) 国内の著作権者に支払われる補償金額については、別途消費税相当額を加算するものとする。

### 3 上記2により得られた額を基準として算定するもの

- (1) 「言語の著作物」に係る「第1種」、「第2種」、「第4種」の補償金の額  
「第3種」の額を基準とし、それぞれ5/2、5/3、7/30を乗じた額とする（10円の位を四捨五入）  
「第1種」＝「第3種」×5/2  
「第2種」＝「第3種」×5/3  
「第4種」＝「第3種」×7/30

注 「第一種」：教科書等に掲載された分量が400字詰原稿用紙21枚以上（外国語の場合にあつては、1,500ワード以上）に相当する著作物  
「第二種」：詩及び教科書等に掲載された分量が400字詰原稿用紙11枚以上20枚以下（外国語の場合にあつては、1,000ワード以上1,500ワード未満）に相当する著作物  
「第三種」：教科書等に掲載された分量が400字詰原稿用紙10枚以下（外国語の場合にあつては、1,000ワード未満）に相当する著作物  
「第四種」：短歌、俳句その他これらに準ずる著作物

- (2) 「美術・写真の著作物」に係る「1/2ページ大」、「1/4ページ大以内」の補償金の額  
「1ページ大」の額を基準とし、それぞれ1/2、3/10を乗じた額とする（10円の位を四捨五入）  
「1/2ページ大」＝「1ページ大」×1/2  
「1/4ページ大以内」＝「1ページ大」×3/10

注 「1ページ大」：一の著作物を、2分の1ページを超え1ページ以内の大ききで掲載する場合  
「1/2ページ大」：一の著作物を、4分の1ページを超え2分の1ページ以内の大ききで掲載する場合  
「1/4ページ大以内」：一の著作物を、4分の1ページ以内の大ききで掲載する場合

教科書等掲載補償金額比較表

I 言語の著作物

小学校用

(単位：円)

発行 種類	部数	1万部未満					10万部以上 15万部未満					95万部以上 100万部未満				
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	変動額 (H30-H29)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	変動額 (H30-H29)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	変動額 (H30-H29)
第一種	国内	22,464	22,464	22,464	22,464	0	99,684	99,684	100,224	100,224	0	783,540	783,540	788,724	788,724	0
	国外	20,800	20,800	20,800	20,800	0	92,300	92,300	92,800	92,800	0	725,500	725,500	730,300	730,300	0
第二種	国内	14,904	14,904	14,904	14,904	0	66,420	66,420	66,744	66,744	0	522,396	522,396	525,744	525,744	0
	国外	13,800	13,800	13,800	13,800	0	61,500	61,500	61,800	61,800	0	483,700	483,700	486,800	486,800	0
第三種	国内	8,964	8,964	8,964	8,964	0	39,852	39,852	40,068	40,068	0	313,416	313,416	315,468	315,468	0
	国外	8,300	8,300	8,300	8,300	0	36,900	36,900	37,100	37,100	0	290,200	290,200	292,100	292,100	0
第四種	国内	2,052	2,052	2,052	2,052	0	9,288	9,288	9,396	9,396	0	73,116	73,116	73,656	73,656	0
	国外	1,900	1,900	1,900	1,900	0	8,600	8,600	8,700	8,700	0	67,700	67,700	68,200	68,200	0

中学校用

(単位：円)

発行 種類	部数	1万部未満					10万部以上 15万部未満					95万部以上 100万部未満				
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	変動額 (H30-H29)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	変動額 (H30-H29)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	変動額 (H30-H29)
第一種	国内	22,464	22,464	22,464	22,464	0	99,900	99,900	100,440	100,440	0	783,864	783,864	788,940	788,940	0
	国外	20,800	20,800	20,800	20,800	0	92,500	92,500	93,000	93,000	0	725,800	725,800	730,500	730,500	0
第二種	国内	14,904	14,904	14,904	14,904	0	66,636	66,636	66,960	66,960	0	522,504	522,504	525,960	525,960	0
	国外	13,800	13,800	13,800	13,800	0	61,700	61,700	62,000	62,000	0	483,800	483,800	487,000	487,000	0
第三種	国内	8,964	8,964	8,964	8,964	0	39,960	39,960	40,176	40,176	0	313,524	313,524	315,576	315,576	0
	国外	8,300	8,300	8,300	8,300	0	37,000	37,000	37,200	37,200	0	290,300	290,300	292,200	292,200	0
第四種	国内	2,052	2,052	2,052	2,052	0	9,288	9,288	9,396	9,396	0	73,116	73,116	73,656	73,656	0
	国外	1,900	1,900	1,900	1,900	0	8,600	8,600	8,700	8,700	0	67,700	67,700	68,200	68,200	0

高等学校用

(単位：円)

発行 種類	部数	1万部未満					10万部以上 15万部未満					95万部以上 100万部未満				
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	変動額 (H30-H29)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	変動額 (H30-H29)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	変動額 (H30-H29)
第一種	国内	21,600	21,600	21,600	21,600	0	94,824	95,040	95,040	95,364	324	746,604	746,820	746,820	751,680	4,860
	国外	20,000	20,000	20,000	20,000	0	87,800	88,000	88,000	88,300	300	691,300	691,500	691,500	696,000	4,500
第二種	国内	14,364	14,364	14,364	14,364	0	63,180	63,396	63,396	63,504	108	497,664	497,880	497,880	501,120	3,240
	国外	13,300	13,300	13,300	13,300	0	58,500	58,700	58,700	58,800	100	460,800	461,000	461,000	464,000	3,000
第三種	国内	8,640	8,640	8,640	8,640	0	37,908	38,016	38,016	38,124	108	298,620	298,728	298,728	300,672	1,944
	国外	8,000	8,000	8,000	8,000	0	35,100	35,200	35,200	35,300	100	276,500	276,600	276,600	278,400	1,800
第四種	国内	2,052	2,052	2,052	2,052	0	8,856	8,856	8,856	8,856	0	69,660	69,660	69,660	70,200	540
	国外	1,900	1,900	1,900	1,900	0	8,200	8,200	8,200	8,200	0	64,500	64,500	64,500	65,000	500

## II 音楽の著作物

小学校用

(単位：円)

発行 種類	部数	1万部未満					10万部以上 15万部未満					95万部以上 100万部未満				
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	変動額 (H30-H29)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	変動額 (H30-H29)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	変動額 (H30-H29)
補償金 の額	国内	2,700	2,700	2,700	2,700	0	9,504	9,504	9,504	9,504	0	73,764	73,764	73,764	73,764	0
	国外	2,500	2,500	2,500	2,500	0	8,800	8,800	8,800	8,800	0	68,300	68,300	68,300	68,300	0

中学校用

(単位：円)

発行 種類	部数	1万部未満					10万部以上 15万部未満					95万部以上 100万部未満				
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	変動額 (H30-H29)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	変動額 (H30-H29)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	変動額 (H30-H29)
補償金 の額	国内	2,700	2,700	2,700	2,700	0	9,504	9,504	9,504	9,504	0	73,764	73,764	73,764	73,764	0
	国外	2,500	2,500	2,500	2,500	0	8,800	8,800	8,800	8,800	0	68,300	68,300	68,300	68,300	0

高等学校用

(単位：円)

発行 種類	部数	1万部未満					10万部以上 15万部未満					95万部以上 100万部未満				
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	変動額 (H30-H29)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	変動額 (H30-H29)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	変動額 (H30-H29)
補償金 の額	国内	2,700	2,700	2,700	2,700	0	9,072	9,072	9,072	9,072	0	69,660	69,660	69,660	69,660	0
	国外	2,500	2,500	2,500	2,500	0	8,400	8,400	8,400	8,400	0	64,500	64,500	64,500	64,500	0



### Ⅲ 美術の著作物・写真の著作物

小学校用

(単位：円)

発行部数 大きさ	1万部未満					10万部以上 15万部未満					95万部以上 100万部未満					
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	変動額 (H30-H29)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	変動額 (H30-H29)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	変動額 (H30-H29)	
1ページ	国内	4,428	4,428	4,428	4,428	0	27,432	27,432	27,540	27,540	0	220,212	220,212	222,156	222,156	0
	大 国外	4,100	4,100	4,100	4,100	0	25,400	25,400	25,500	25,500	0	203,900	203,900	205,700	205,700	0
1/2ページ	国内	2,268	2,268	2,268	2,268	0	13,716	13,716	13,824	13,824	0	110,160	110,160	111,132	111,132	0
	大 国外	2,100	2,100	2,100	2,100	0	12,700	12,700	12,800	12,800	0	102,000	102,000	102,900	102,900	0
1/4ページ	国内	1,296	1,296	1,296	1,296	0	8,208	8,208	8,316	8,316	0	66,096	66,096	66,636	66,636	0
	大以内 国外	1,200	1,200	1,200	1,200	0	7,600	7,600	7,700	7,700	0	61,200	61,200	61,700	61,700	0

中学校用

(単位：円)

発行部数 大きさ	1万部未満					10万部以上 15万部未満					95万部以上 100万部未満					
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	変動額 (H30-H29)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	変動額 (H30-H29)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	変動額 (H30-H29)	
1ページ	国内	4,428	4,428	4,428	4,428	0	27,432	27,432	27,540	27,540	0	220,212	220,212	222,156	222,156	0
	大 国外	4,100	4,100	4,100	4,100	0	25,400	25,400	25,500	25,500	0	203,900	203,900	205,700	205,700	0
1/2ページ	国内	2,268	2,268	2,268	2,268	0	13,716	13,716	13,824	13,824	0	110,160	110,160	111,132	111,132	0
	大 国外	2,100	2,100	2,100	2,100	0	12,700	12,700	12,800	12,800	0	102,000	102,000	102,900	102,900	0
1/4ページ	国内	1,296	1,296	1,296	1,296	0	8,208	8,208	8,316	8,316	0	66,096	66,096	66,636	66,636	0
	大以内 国外	1,200	1,200	1,200	1,200	0	7,600	7,600	7,700	7,700	0	61,200	61,200	61,700	61,700	0

高等学校用

(単位：円)

発行部数 大きさ	1万部未満					10万部以上 15万部未満					95万部以上 100万部未満					
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	変動額 (H30-H29)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	変動額 (H30-H29)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	変動額 (H30-H29)	
1ページ	国内	4,104	4,104	4,104	4,104	0	26,244	26,352	26,352	26,352	0	208,008	208,116	208,116	209,952	1,836
	大 国外	3,800	3,800	3,800	3,800	0	24,300	24,400	24,400	24,400	0	192,600	192,700	192,700	194,400	1,700
1/2ページ	国内	2,052	2,052	2,052	2,052	0	13,176	13,176	13,176	13,176	0	104,004	104,112	104,112	104,976	864
	大 国外	1,900	1,900	1,900	1,900	0	12,200	12,200	12,200	12,200	0	96,300	96,400	96,400	97,200	800
1/4ページ	国内	1,188	1,188	1,188	1,188	0	7,884	7,884	7,884	7,884	0	62,424	62,424	62,424	62,964	540
	大以内 国外	1,100	1,100	1,100	1,100	0	7,300	7,300	7,300	7,300	0	57,800	57,800	57,800	58,300	500



## 教科書等掲載補償金関係規定

○著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）（抄）

（教科用図書等への掲載）

第三十三条 公表された著作物は、学校教育の目的上必要と認められる限度において、教科用図書（小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校その他これらに準ずる学校における教育の用に供される児童用又は生徒用の図書であつて、文部科学大臣の検定を経たもの又は文部科学省が著作の名義を有するものをいう。以下同じ。）に掲載することができる。

2 前項の規定により著作物を教科用図書に掲載する者は、その旨を著作者に通知するとともに、同項の規定の趣旨、著作物の種類及び用途、通常の使用料の額その他の事情を考慮して文化庁長官が毎年定める額の補償金を著作権者に支払わなければならない。

3 文化庁長官は、前項の定めをしたときは、これを官報で告示する。

4 前三項の規定は、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の通信教育用学習図書及び教科用図書に係る教師用指導書（当該教科用図書を発行する者の発行に係るものに限る。）への著作物の掲載について準用する。

（文化審議会への諮問）

第七十一条 文化庁長官は、第三十三条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第三十三条の二第二項、第六十七条第一項、第六十七条の二第四項、第六十八条第一項又は第六十九条の補償金の額を定める場合には、文化審議会に諮問しなければならない。



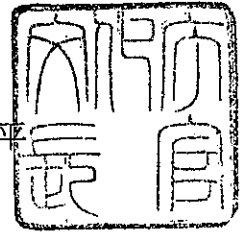
30文庁第672号  
平成30年諮問第100号

文化審議会

著作権法（昭和45年法律第48号）第33条の2第2項の規定に基づき、平成30年度使用教科用拡大図書に著作物を複製する場合の補償金の額を次のとおり定めることとしたいので、同法第71条の規定により諮問します。

平成30年12月18日

文化庁長官 宮田 亮 平



平成30年度使用教科用拡大図書複製補償金額（案）

I 言語の著作物

教科用図書に掲載された言語の著作物を著作権法第33条の2第2項の教科用拡大図書に複製する場合の補償金の額は、小学校用、中学校用及び高等学校用の教科用拡大図書のそれぞれについて、当該著作物の種類に応じ、以下の表のとおりとする。

小学校用 (単位：円)

発行部数		25部未満	25部以上 50部未満	50部以上
第一種	国内	2,160	4,104	8,100
	国外	2,000	3,800	7,500
第二種	国内	1,404	2,700	5,400
	国外	1,300	2,500	5,000
第三種	国内	864	1,620	3,240
	国外	800	1,500	3,000
第四種	国内	216	432	756
	国外	200	400	700

中学校用 (単位：円)

発行部数		25部未満	25部以上 50部未満	50部以上
第一種	国内	2,160	4,104	8,100
	国外	2,000	3,800	7,500
第二種	国内	1,404	2,700	5,400
	国外	1,300	2,500	5,000
第三種	国内	864	1,620	3,240
	国外	800	1,500	3,000
第四種	国内	216	432	756
	国外	200	400	700

高等学校用 (単位：円)

発行部数		25部未満	25部以上 50部未満	50部以上
第一種	国内	1,944	4,104	7,884
	国外	1,800	3,800	7,300
第二種	国内	1,296	2,700	5,184
	国外	1,200	2,500	4,800
第三種	国内	756	1,620	3,132
	国外	700	1,500	2,900
第四種	国内	216	432	756
	国外	200	400	700

備考

- 「国内」欄の額は、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する消費税に相当する金額を含み、同法の施行地内に住所地を有する著作権者に対して支払う場合に適用するものとする。「国外」欄の額は、それ以外の場合に適用するものとする。
- 第一種とは、教科用拡大図書に複製された分量が400字詰原稿用紙21枚以上（外国語の場合にあっては、1,500ワード以上）に相当する著作物をいう。
- 第二種とは、詩及び教科用拡大図書に複製された分量が400字詰原稿用紙11枚以上20枚以下（外国語の場合にあっては、1,000ワード以上1,500ワード未満）に相当する著作物をいう。
- 第三種とは、教科用拡大図書に複製された分量が400字詰原稿用紙10枚以下（外国語の場合にあっては、1,000ワード未満）に相当する著作物をいう。
- 第四種とは、短歌、俳句その他これらに準ずる著作物をいう。
- 国語文をローマ字により複製する場合の補償金の額は、その原典に係る第一種から第四種までの区分に応じた額とする。
- 翻訳され又は翻案された著作物を教科用拡大図書に複製する場合において、原著物の著作権及び二次的著作物の著作権が共に存する場合の補償金の額は、当該原著物及び当該二次的著作物のそれぞれについて、この表に掲げる補償金の額の100分の75に相当する額とする。

II 音楽の著作物

教科用図書に掲載された音楽の著作物を教科用拡大図書に複製する場合の補償金の額は、小学校用、中学校用及び高等学校用の教科用拡大図書のそれぞれについて、歌詞又は楽曲毎に以下の表のとおりとする。

小学校用 (単位：円)

発行部数		25部未満	25部以上 50部未満	50部以上
補償金の額	国内	324	540	1,080
	国外	300	500	1,000

中学校用 (単位：円)

発行部数		25部未満	25部以上 50部未満	50部以上
補償金の額	国内	324	540	1,080
	国外	300	500	1,000

高等学校用 (単位：円)

発行部数		25部未満	25部以上 50部未満	50部以上
補償金の額	国内	324	540	1,080
	国外	300	500	1,000

備考

- 「国内」欄の額は、消費税法に規定する消費税に相当する金額を含み、同法の施行地内に住所地を有する著作権者に対して支払う場合に適用するものとする。「国外」欄の額は、それ以外の場合に適用するものとする。

### Ⅲ 美術の著作物・写真の著作物

教科用図書に掲載された美術の著作物又は写真の著作物を教科用拡大図書に複製する場合の補償金の額は、小学校用、中学校用及び高等学校用の教科用拡大図書のそれぞれについて、当該著作物の利用の態様に応じ、以下の表のとおりとする。

小学校用 (単位：円)

発行部数		25部未満	25部以上 50部未満	50部以上
大きさ				
1 ページ	国内	324	648	1,188
大	国外	300	600	1,100
1/2ページ	国内	216	324	648
大	国外	200	300	600
1/4ページ	国内	108	216	324
大以内	国外	100	200	300

中学校用 (単位：円)

発行部数		25部未満	25部以上 50部未満	50部以上
大きさ				
1 ページ	国内	324	648	1,188
大	国外	300	600	1,100
1/2ページ	国内	216	324	648
大	国外	200	300	600
1/4ページ	国内	108	216	324
大以内	国外	100	200	300

高等学校用 (単位：円)

発行部数		25部未満	25部以上 50部未満	50部以上
大きさ				
1 ページ	国内	324	648	1,188
大	国外	300	600	1,100
1/2ページ	国内	216	324	648
大	国外	200	300	600
1/4ページ	国内	108	216	324
大以内	国外	100	200	300

#### 備考

- 「国内」欄の額は、消費税法に規定する消費税に相当する金額を含み、同法の施行地内に住所を有する著作権者に対して支払う場合に適用するものとする。「国外」欄の額は、それ以外の場合に適用するものとする。
- 「1 ページ大」とは、一の著作物を2分の1ページを超え、1ページ以内の大きさで複製する場合をいい、「2分の1 ページ大」とは、一の著作物を4分の1ページを超え、2分の1ページ以内の大きさで複製する場合をいい、「4分の1 ページ大以内」とは、一の著作物を4分の1 ページ以内の大きさで複製する場合をいう。
- 写真の著作物において美術の著作物が複製されている場合に当該写真の著作物を教科用拡大図書に複製するときの補償金の額は、当該写真の著作物の著作権及び当該美術の著作物の著作権が共に存する場合には、当該写真の著作物及び当該美術の著作物のそれぞれについて、この表に掲げる補償金の額の100分の75に相当する額とする。

### Ⅳ その他の著作物

言語の著作物、音楽の著作物、発行された美術の著作物及び発行された写真の著作物以外の著作物を教科用拡大図書に複製する場合の補償金の額は、教科書等掲載補償金の額の2分の1の額の範囲内において当該著作物を教科用拡大図書に複製する者及び当該著作物の著作権者が協議して定める額とする。





平成30年度使用教科用拡大図書複製補償金額の算出方法

$$\text{拡大教科書補償金} = \text{少部数推定額} / 2$$

$$\text{少部数推定額} = 1\text{万部未満の額} - (2\text{万部未満の額} - 1\text{万部未満の額})$$

【言語の著作物】小学校用

種類	発行部数		平成30年度教科書補償金 (案)		調整	少部数推定額 (100部相当)	調整	平成30年度拡大教科書補償金	
	1万部未満	1万部以上 2万部未満	1万部未満	1万部以上 2万部未満				50部以上	25部以上 50部未満
第一種	国内		22,464	28,944				50部以上	25部以上 50部未満
	国外		20,800	26,800				8,100	1,620
第二種	国内		14,904	19,224				7,500	1,500
	国外		13,800	17,800				5,400	
第三種	国内		8,964	11,556	-2,400	5,900	1/2	5,000	
	国外		8,300	10,700				3,240	
第四種	国内		2,052	2,700				3,000	25部未満
	国外		1,900	2,500				756	864
								700	800

【音楽の著作物】小学校用

種類	発行部数		平成30年度教科書補償金 (案)		調整	少部数推定額 (100部相当)	調整	平成30年度拡大教科書補償金	
	1万部未満	1万部以上 2万部未満	1万部未満	1万部以上 2万部未満				50部以上	25部以上 50部未満
第三種	国内		2,700	3,240	-500	2,000	1/2	50部以上	25部以上 50部未満
	国外		2,500	3,000				1,080	540
								1,000	500

【美術・写真の著作物】小学校用

種類	発行部数		平成30年度教科書補償金 (案)		調整	少部数推定額 (100部相当)	調整	平成30年度拡大教科書補償金	
	1万部未満	1万部以上 2万部未満	1万部未満	1万部以上 2万部未満				50部以上	25部以上 50部未満
1ページ 大	国内		4,428	6,480	-1,900	2,200	1/2	50部以上	25部以上 50部未満
	国外		4,100	6,000				1,188	648
1/2ページ 大	国内		2,268	3,240				648	
	国外		2,100	3,000				600	
1/4ページ 大	国内		1,296	1,944				324	25部未満
	国外		1,200	1,800				300	324
								300	300

【国内は消費税相当額を加算】 【単位：円】 【国外の10円の位を四捨五入】

## 平成30年度使用教科用拡大図書複製補償金額の算出方法

$$\text{拡大教科書補償金} = \text{少部数推定額} \div 2$$

$$\text{少部数推定額} = 1\text{万部未満の額} - (2\text{万部未満の額} - 1\text{万部未満の額})$$

### 【言語の著作物】 中学校用

種類	発行部数		平成30年度教科書補償金(案)	
	1万部未満	1万部以上 2万部未満	1万部未満	1万部以上 2万部未満
第一種	国内		22,464	28,944
	国外		20,800	26,800
第二種	国内		14,904	19,224
	国外		13,800	17,800
第三種	国内		8,964	11,556
	国外		8,300	10,700
第四種	国内		2,052	2,700
	国外		1,900	2,500

少部数推定額 (100部相当)	→	1/2
-----		
-2,400		5,900

平成30年度拡大教科書補償金	
50部以上	25部以上 50部未満
8,100	1,620
-----	-----
7,500	1,500
5,400	
-----	
5,000	
3,240	25部未満
-----	-----
3,000	864
756	-----
-----	800
700	

### 【音楽の著作物】 中学校用

種類	発行部数		平成30年度教科書補償金(案)	
	1万部未満	1万部以上 2万部未満	1万部未満	1万部以上 2万部未満
第三種	国内		2,700	3,240
	国外		2,500	3,000

少部数推定額 (100部相当)	→	1/2
-----		
-500		2,000

平成30年度拡大教科書補償金	
50部以上	25部以上 50部未満
1,080	540
-----	-----
1,000	500
	25部未満
	-----
	324
	-----
	300

### 【美術・写真の著作物】 中学校用

種類	発行部数		平成30年度教科書補償金(案)	
	1万部未満	1万部以上 2万部未満	1万部未満	1万部以上 2万部未満
1ページ 大	国内		4,428	6,480
	国外		4,100	6,000
1/2ページ 大	国内		2,268	3,240
	国外		2,100	3,000
1/4ページ 大	国内		1,296	1,944
	国外		1,200	1,800

少部数推定額 (100部相当)	→	1/2
-----		
-1,900		2,200

平成30年度拡大教科書補償金	
50部以上	25部以上 50部未満
1,188	648
-----	-----
1,100	600
648	25部未満
-----	-----
600	324
324	-----
-----	300
300	

【国内は消費税相当額を加算】 【単位：円】 【国外の10円の位を四捨五入】

## 平成30年度使用教科用拡大図書複製補償金額の算出方法

$$\text{拡大教科書補償金} = \text{少数推定額} \div 2$$

$$\text{少数推定額} = 1 \text{ 万部未満の額} - (2 \text{ 万部未満の額} - 1 \text{ 万部未満の額})$$

### 【言語の著作物】 高等学校用

種類	発行部数		平成30年度教科書補償金(案)	
	1万部未満	1万部以上 2万部未満	1万部未満	1万部以上 2万部未満
第一種	国内		21,600	27,864
	国外		20,000	25,800
第二種	国内		14,364	18,576
	国外		13,300	17,200
第三種	国内		8,640	11,124
	国外		8,000	10,300
第四種	国内		2,052	2,592
	国外		1,900	2,400

少数推定額 (100部相当)	
	-2,300
	5,700

平成30年度拡大教科書補償金	
50部以上	25部以上 50部未満
7,884	1,620
7,300	1,500
5,184	
4,800	
3,132	25部未満
2,900	756
756	700
700	700

### 【音楽の著作物】 高等学校用

種類	発行部数		平成30年度教科書補償金(案)	
	1万部未満	1万部以上 2万部未満	1万部未満	1万部以上 2万部未満
第三種	国内		2,700	3,240
	国外		2,500	3,000

少数推定額 (100部相当)	
	-500
	2,000

平成30年度拡大教科書補償金	
50部以上	25部以上 50部未満
1,080	540
1,000	500
	25部未満
	324
	300

### 【美術・写真の著作物】 高等学校用

種類	発行部数		平成30年度教科書補償金(案)	
	1万部未満	1万部以上 2万部未満	1万部未満	1万部以上 2万部未満
1ページ 大	国内		4,104	5,940
	国外		3,800	5,500
1/2ページ 大	国内		2,052	3,024
	国外		1,900	2,800
1/4ページ 大	国内		1,188	1,836
	国外		1,100	1,700

少数推定額 (100部相当)	
	-1,700
	2,100

平成30年度拡大教科書補償金	
50部以上	25部以上 50部未満
1,188	648
1,100	600
648	25部未満
600	324
324	300
300	300

【国内は消費税相当額を加算】 【単位：円】 【国外の10円の位を四捨五入】

## 教科用拡大図書の補償金の定め方について

平成 26 年 3 月 5 日

文化審議会著作権分科会決定

平成 15 年 6 月 12 日に成立した改正著作権法において、教科用拡大図書（以下、「拡大教科書」という。）の作成を権利者に許諾を得ることなく行うことができることとされ、営利を目的として拡大教科書を作成する場合には、文化庁長官が毎年定める補償金を著作権者に支払うことが義務付けられた。（平成 16 年 1 月 1 日施行）

このため、拡大教科書の補償金を定める必要があり、この補償金の定め方に関する考え方を示す。

### 1. 基本的な考え方について

(1) 通常の教科書に比べ発行部数が極めて少ないことを考慮する。

(2) 福祉を目的とした特殊性を考慮する。

(3) 著作権法第 33 条第 2 項の教科書補償金の算出方法に準拠して定める。

① 現行の教科書補償金は、権利者への最低補償として発行部数を 1 万部未満の額と定めており、これを基準にして発行部数毎に一定割合の額を加算した段階的な体系としている。

② 「言語の著作物」は「第 3 種」の額、「美術・写真の著作物」は「1 ページ大」の額を基準とし、一定の割合を乗じて他の「種類」、「大きさ」について算出している。

### 2. 補償金の額の算出方法について

(1) 通常の教科書に比べ発行部数が極めて少ないことを考慮する。

① 拡大教科書は、通常の教科書と比べると発行部数が極めて少ないことから、現行の教科書補償金を基に少部数（100 部程度）発行した場合の額を推定することとする。

② 拡大教科書の利用実態にかんがみ、発行部数による区分を設けることとする。

(2) 福祉を目的とした特殊性を考慮する。

公共交通機関等では、障害者福祉法に基づき身体にハンディを負った者に対し割引制度を実施しており、拡大教科書の作成にあたって利用される著作物の補償金においても、弱視の児童・生徒のために作成される教科書といった、福祉を目的とした性質を十分に考慮すると、上述の 100 部相当の額の 2 分の 1 の額とすることが適当である。

【福祉割引の参考例】

5 割	鉄道、バス、船舶の運賃等、高速道路の通行料、公共施設入場料、他
3 割 7 分	航空機運賃
1 割	タクシー運賃

### 3. その他

この補償金の定め方については、平成 25 年度使用教科用拡大図書複製補償金から適用する。

教科用拡大図書複製補償金額比較表

参考資料 2

I 言語の著作物

小学校用

(単位：円)

種類	発行部数	25部未満				25部以上 50部未満				50部以上			
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	変動額	平成28年度	平成29年度	平成30年度	変動額	平成28年度	平成29年度	平成30年度	変動額
第一種	国内	2,160	2,160	2,160	0	4,104	4,104	4,104	0	8,100	8,100	8,100	0
	国外	2,000	2,000	2,000	0	3,800	3,800	3,800	0	7,500	7,500	7,500	0
第二種	国内	1,404	1,404	1,404	0	2,700	2,700	2,700	0	5,400	5,400	5,400	0
	国外	1,300	1,300	1,300	0	2,500	2,500	2,500	0	5,000	5,000	5,000	0
第三種	国内	864	864	864	0	1,620	1,620	1,620	0	3,240	3,240	3,240	0
	国外	800	800	800	0	1,500	1,500	1,500	0	3,000	3,000	3,000	0
第四種	国内	216	216	216	0	432	432	432	0	756	756	756	0
	国外	200	200	200	0	400	400	400	0	700	700	700	0

中学校用

種類	発行部数	25部未満				25部以上 50部未満				50部以上			
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	変動額	平成28年度	平成29年度	平成30年度	変動額	平成28年度	平成29年度	平成30年度	変動額
第一種	国内	2,160	2,160	2,160	0	4,104	4,104	4,104	0	8,100	8,100	8,100	0
	国外	2,000	2,000	2,000	0	3,800	3,800	3,800	0	7,500	7,500	7,500	0
第二種	国内	1,404	1,404	1,404	0	2,700	2,700	2,700	0	5,400	5,400	5,400	0
	国外	1,300	1,300	1,300	0	2,500	2,500	2,500	0	5,000	5,000	5,000	0
第三種	国内	864	864	864	0	1,620	1,620	1,620	0	3,240	3,240	3,240	0
	国外	800	800	800	0	1,500	1,500	1,500	0	3,000	3,000	3,000	0
第四種	国内	216	216	216	0	432	432	432	0	756	756	756	0
	国外	200	200	200	0	400	400	400	0	700	700	700	0

高等学校用

(単位：円)

種類	発行部数	25部未満				25部以上 50部未満				50部以上			
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	変動額	平成28年度	平成29年度	平成30年度	変動額	平成28年度	平成29年度	平成30年度	変動額
第一種	国内	1,944	1,944	1,944	0	4,104	4,104	4,104	0	7,884	7,884	7,884	0
	国外	1,800	1,800	1,800	0	3,800	3,800	3,800	0	7,300	7,300	7,300	0
第二種	国内	1,296	1,296	1,296	0	2,700	2,700	2,700	0	5,184	5,184	5,184	0
	国外	1,200	1,200	1,200	0	2,500	2,500	2,500	0	4,800	4,800	4,800	0
第三種	国内	756	756	756	0	1,620	1,620	1,620	0	3,132	3,132	3,132	0
	国外	700	700	700	0	1,500	1,500	1,500	0	2,900	2,900	2,900	0
第四種	国内	216	216	216	0	432	432	432	0	756	756	756	0
	国外	200	200	200	0	400	400	400	0	700	700	700	0

II 音楽の著作物

小学校用 (単位：円)

発行部数		25部未満				25部以上 50部未満				50部以上			
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	変動額	平成28年度	平成29年度	平成30年度	変動額	平成28年度	平成29年度	平成30年度	変動額
補償金 の額	国内	324	324	324	0	540	540	540	0	1,080	1,080	1,080	0
	国外	300	300	300	0	500	500	500	0	1,000	1,000	1,000	0

中学校用 (単位：円)

発行部数		25部未満				25部以上 50部未満				50部以上			
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	変動額	平成28年度	平成29年度	平成30年度	変動額	平成28年度	平成29年度	平成30年度	変動額
補償金 の額	国内	324	324	324	0	540	540	540	0	1,080	1,080	1,080	0
	国外	300	300	300	0	500	500	500	0	1,000	1,000	1,000	0

高等学校用 (単位：円)

発行部数		25部未満				25部以上 50部未満				50部以上			
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	変動額	平成28年度	平成29年度	平成30年度	変動額	平成28年度	平成29年度	平成30年度	変動額
補償金 の額	国内	324	324	324	0	540	540	540	0	1,080	1,080	1,080	0
	国外	300	300	300	0	500	500	500	0	1,000	1,000	1,000	0

Ⅲ 美術・写真の著作物

小学校用

(単位：円)

発行部数 大きさ		25部未満				25部以上 50部未満				50部以上			
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	変動額	平成28年度	平成29年度	平成30年度	変動額	平成28年度	平成29年度	平成30年度	変動額
1ページ 大	国内	324	324	324	0	648	648	648	0	1,188	1,188	1,188	0
	国外	300	300	300	0	600	600	600	0	1,100	1,100	1,100	0
1/2ページ 大	国内	216	216	216	0	324	324	324	0	648	648	648	0
	国外	200	200	200	0	300	300	300	0	600	600	600	0
1/4ページ 大以内	国内	108	108	108	0	216	216	216	0	324	324	324	0
	国外	100	100	100	0	200	200	200	0	300	300	300	0

中学校用

(単位：円)

発行部数 大きさ		25部未満				25部以上 50部未満				50部以上			
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	変動額	平成28年度	平成29年度	平成30年度	変動額	平成28年度	平成29年度	平成30年度	変動額
1ページ 大	国内	324	324	324	0	648	648	648	0	1,188	1,188	1,188	0
	国外	300	300	300	0	600	600	600	0	1,100	1,100	1,100	0
1/2ページ 大	国内	216	216	216	0	324	324	324	0	648	648	648	0
	国外	200	200	200	0	300	300	300	0	600	600	600	0
1/4ページ 大以内	国内	108	108	108	0	216	216	216	0	324	324	324	0
	国外	100	100	100	0	200	200	200	0	300	300	300	0

高等学校用

(単位：円)

発行部数 大きさ		25部未満				25部以上 50部未満				50部以上			
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	変動額	平成28年度	平成29年度	平成30年度	変動額	平成28年度	平成29年度	平成30年度	変動額
1ページ 大	国内	324	324	324	0	648	648	648	0	1,188	1,188	1,188	0
	国外	300	300	300	0	600	600	600	0	1,100	1,100	1,100	0
1/2ページ 大	国内	216	216	216	0	324	324	324	0	648	648	648	0
	国外	200	200	200	0	300	300	300	0	600	600	600	0
1/4ページ 大以内	国内	108	108	108	0	216	216	216	0	324	324	324	0
	国外	100	100	100	0	200	200	200	0	300	300	300	0





## 教科用拡大図書複製補償金関係規定

○著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）（抄）

（教科用拡大図書等の作成のための複製等）

第三十三条の二 教科用図書に掲載された著作物は、視覚障害、発達障害その他の障害により教科用図書に掲載された著作物を使用することが困難な児童又は生徒の学習の用に供するため、当該教科用図書に用いられている文字、図形等の拡大その他の当該児童又は生徒が当該著作物を使用するために必要な方式により複製することができる。

2 前項の規定により複製する教科用の図書その他の複製物（点字により複製するものを除き、当該教科用図書に掲載された著作物の全部又は相当部分を複製するものに限る。以下この項において「教科用拡大図書等」という。）を作成しようとする者は、あらかじめ当該教科用図書を発行する者にその旨を通知するとともに、営利を目的として当該教科用拡大図書等を頒布する場合にあつては、前条第二項に規定する補償金の額に準じて文化庁長官が毎年定める額の補償金を当該著作物の著作権者に支払わなければならない。

3 文化庁長官は、前項の定めをしたときは、これを官報で告示する。

4 障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律（平成二十年法律第八十一号）第五条第一項又は第二項の規定により教科用図書に掲載された著作物に係る電磁的記録の提供を行う者は、その提供のために必要と認められる限度において、当該著作物を利用することができる。

（文化審議会への諮問）

第七十一条 文化庁長官は、第三十三条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第三十三条の二第二項、第六十七条第一項、第六十七条の二第四項、第六十八条第一項又は第六十九条の補償金の額を定める場合には、文化審議会に諮問しなければならない。



30文庁第897号

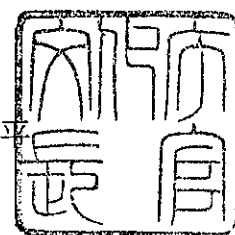
平成31年諮問第13号

文化審議会

学校教育法等の一部を改正する法律施行後の著作権法（昭和45年法律第48号。以下「新法」という。）第33条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）、第33条の2第2項及び第33条の3第2項（これらの規定を新法第102条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成31年度以降の教科用図書等への掲載等に係る補償金の額の算出方法を別添のとおり定めることとしたいので、新法第71条及び学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成30年政令第355号）第4条の規定により諮問します。

平成31年1月24日

文化庁長官 宮田 亮 平



## 平成 31 年度以降の教科用図書等への掲載等に係る補償金の額の算出方法（案）

### 1. 教科書等掲載補償金の額の算出方法

平成三十一年度における教科書等掲載補償金の額は、教科書等に掲載される著作物の種類及び当該教科書等の発行部数に応じ、平成三十年〇月〇日文化庁告示第〇〇〇号（平成三十一年度使用教科書等に著作物を掲載する場合の補償金の額）において定めた教科書等掲載補償金の額に対し、文化庁長官が公表する教科書定価の変動率を乗じた額を、当該教科書等掲載補償金の額に加算し、算出するものとする。

平成三十二年以降における教科書等掲載補償金の額は、当該年度の前年度における教科書等掲載補償金の額に対し、文化庁長官が毎年度公表する教科書定価の変動率を乗じた額を、前年度の教科書等掲載補償金の額に加算し、算出するものとする。

備考一 国外の著作権者に支払われる教科書等掲載補償金の額は、十円の位を四捨五入して算出すること。

備考二 国内の著作権者に支払われる教科書等掲載補償金の額は、備考一により算出した額に消費税相当額を加算して算出すること。

### 2. 教科用図書代替教材（デジタル教科書）掲載補償金の額の算出方法

平成三十一年〇月〇日文化庁告示第〇〇〇号（教科書等掲載補償金の額の算出方法）において定めた算出方法に基づいて算出された教科書等掲載補償金の額（以下「教科書等掲載補償金の額」という。）を基に、以下の算出方法に基づいて算出するものとする。

一 発行部数が一万部以上の場合  
教科書等掲載補償金の額と同額とする。

二 発行部数が九千部以上一万部未満の場合  
発行部数が一万部未満の場合の教科書等掲載補償金の額と同額とする。

三 発行部数が八千部以上九千部未満の場合  
右記二の額から、『二万部以上三万部未満の場合の教科書等掲載補償金の額』から『一万部以上二万部未満の場合の教科書等掲載補償金の額』を減じた額を十で除した額（以下「一千部毎の差額」という。）を減じて算出する。

- 四 発行部数が七千部以上八千部未満の場合  
右記二の額から、一千部毎の差額に二を乗じた額を減じて算出する。
- 五 発行部数が六千部以上七千部未満の場合  
右記二の額から、一千部毎の差額に三を乗じた額を減じて算出する。
- 六 発行部数が五千部以上六千部未満の場合  
右記二の額から、一千部毎の差額に四を乗じた額を減じて算出する。
- 七 発行部数が四千部以上五千部未満の場合  
右記二の額から、一千部毎の差額に五を乗じた額を減じて算出する。
- 八 発行部数が三千部以上四千部未満の場合  
右記二の額から、一千部毎の差額に六を乗じた額を減じて算出する。
- 九 発行部数が二千部以上三千部未満の場合  
右記二の額から、一千部毎の差額に七を乗じた額を減じて算出する。
- 十 発行部数が一千部以上二千部未満の場合  
右記二の額から、一千部毎の差額に八を乗じた額を減じて算出する。
- 十一 発行部数が一千部未満の場合  
右記二の額から、一千部毎の差額に九を乗じた額を減じて算出する。

備考一 本告示における「発行部数」及び「部」は、必要に応じ、教科用図書代替教材の「利用者数」等と読み替えるものとする。

備考二 国外の著作権者に支払われる教科用図書代替教材掲載補償金の額は、十円の位を四捨五入して算出すること。

備考三 国内の著作権者に支払われる教科用図書代替教材掲載補償金の額は、備考二により算出した額に消費税相当額を加算して算出すること。

備考四 この告示の日から三年を経過した場合において、教科用図書代替教材に掲載される著作物の利用の態様及び利用状況等を勘案し、必要があると認めるときは、この告示の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

### 3. 教科用拡大図書等複製補償金の額の算出方法

平成三十一年〇月〇日文化庁告示第〇〇〇号（教科書等掲載補償金の額の算出方法）において定めた算出方法に基づいて算出された教科書等掲載補償金の額（以下「教科書等掲載補償金の額」という。）を基に、以下の算出方法に基づいて算出するものとする。

一 発行部数が五十部以上の場合

発行部数一万部未満の場合の教科書等掲載補償金の額から「『発行部数が一万部以上二万部未満の場合の教科書等掲載補償金の額』から『発行部数一万部未満の場合の教科書等掲載補償金の額』を減じた額」を減じた額の二分の一の額を教科用拡大図書等複製補償金の額とする。

二 発行部数が二十五部から五十部未満の場合

右記一で算出した額の二分の一の額を教科用拡大図書等複製補償金の額とする。

三 発行部数が二十五部未満の場合

右記一で算出した額の四分の一の額を教科用拡大図書等複製補償金の額とする。

備考一 国外の著作権者に支払われる教科書等掲載補償金の額は、十円の位を四捨五入すること

備考二 国内の著作権者に支払われる教科書等掲載補償金の額は、備考一により算出した額に消費税相当額を加算して算出すること

# 平成 31 年度以降の教科用図書等への掲載等に係る 補償金の額の算出方法の考え方等について(案)

## 1. 趣旨

本算出方法案は、学校教育法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 39 号）による改正後の著作権法（昭和 45 年法律第 48 号。以下「新法」という。）第 33 条第 2 項、第 33 条の 2 第 2 項及び第 33 条の 3 第 2 項（施行日：平成 31 年 4 月 1 日）において、教科用図書、教科用拡大図書及び教科用図書代替教材（デジタル教科書）等への著作物の掲載等に係る補償金について、文化庁長官が算出方法を定めることとされたことを受け、平成 31 年度以降の教科用図書等への掲載等に係る補償金の算出方法について定めるものである。

なお、補償金の額の公表については、法令上の要請事項ではないが、関係当事者（権利者及び利用者）の利便性を考慮し、算出方法に係る本件告示とは別に、毎年度、算出方法により算出される補償金額の総表を文化庁ウェブサイトにて公表することとする。

また、小学校から高等学校までの各学校段階において新学習指導要領が実施されることになる 2022（平成 34）年度を目安として、教科用図書代替教材（デジタル教科書）の利用状況等についての実態調査を行い、算出方法見直しの要否について検討を行うこととする。

## 2. 概要

### （1）教科用図書（新法第 33 条第 2 項関係）

前年度の教科用図書等への著作物の掲載に係る補償金（以下、「教科書等掲載補償金」という。）の額に対し、毎年度、文化庁長官が公表する教科用図書の価格の変動率を乗じた額を、前年度の教科書等掲載補償金の額に加算して算出するものとする。

（理 由）

- 従来、教科書等掲載補償金及び教科用拡大図書等の作成のための著作物の複製に係る補償金（以下、「教科用拡大図書等複製補償金」）は、著作権法（以下、特に明記しない限り、単に「法」という。）第 33 条第 2 項及び第 33 条の 2 第 2 項により、「文化庁長官が毎年定める額の補償金」を著作権者に支払わなければならないとされてきたが、現在においては、教科書等掲載補償金と教科用拡大図書等複製補償金のいずれについても、基準年度の補償金の額に教科用図書の価格の変動率を反映する等の形で、その算出方法が確立されるに至っており、補償金の額が機械的に算出されている。（別添 1 及び 2 参照。）
- すなわち、教科用図書等に掲載された著作物に支払われる補償金の額については、現行著作権法による教科書等掲載補償金制度の発足以来の長年の運用実務として、基準年度（3 年毎に更新。直近の基準年度は平成 27 年度）の補償金の額に教科用図書の価格の変動率を乗じた額を加える実務が定着している（教科用拡大図書等補償金についても、教科書等掲載補償金額を基準として、固定された要素に係る計算式により額を算出する実務が定着している）。
- 新法は、このような長年の慣行を基礎として、具体的な補償金の額ではなく、算出方法を文化庁長官が定めることとしたものである。

## (2) 教科用図書代替教材（デジタル教科書）（新法第 33 条の 2 第 2 項関係）

教科書等掲載補償金の算出方法と同等の算出方法とする。ただし、発行部数 1 万部未満については、千部単位の補償金額を新たに設定する。

(理 由)

- 教科用図書代替教材（デジタル教科書）は、学校教育法の改正により、教育課程の一部において、教科用図書に代えて使用することができること等が位置付けられ（平成 30 年法律第 39 号による改正後の学校教育法第 34 条第 2 項及び第 3 項）、その公益性を踏まえ、著作権法においても、教科用図書における場合と同様に、著作物の掲載に関する権利制限規定及び補償金制度が導入されるとともに、文化庁長官が、補償金の算出方法を定めることとされたものである。文化庁長官が補償金の算出方法を定めるにあたっては、このような教科用図書代替教材（デジタル教科書）への掲載等に関する権利制限の趣旨、同規定による著作物の利用の態様及び利用状況、教科書等掲載補償金の額及びその他の事情を考慮する必要があるとされている（新法第 33 条の 2 第 2 項）。
- これらの事項のうち、教科用図書代替教材（デジタル教科書）の利用に係る見通しについて、当面は、発行部数が一万部未満となる可能性があり、また、供給については、サーバ等を通じた「公衆送信」ではなく、メディア等を介した「複製」や「譲渡」が主となることが見込まれる一方で、その普及や主な供給方法の変化等に係る中長期的な見通しを把握・予測することは、現時点においては困難な状況である。また、学校教育法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（参考 2 参照）では、教科用図書代替教材（デジタル教科書）の使用に当たって、地方公共団体や保護者等に過度の負担を課すことのないよう、補償金額を妥当な水準とし、価格を低廉に抑えることが求められている。
- これらのことを踏まえ、教科用図書代替教材（デジタル教科書）に係る補償金については、当面は、教科書等掲載補償金と同等の算出方法とするとともに、利用が一万部未満となる可能性を踏まえたものとする。

## (3) 教科用拡大図書（新法第 33 条の 3 第 1 項関係）

教科用図書等の算出方法に準拠して定められた教科書等掲載補償金の額を基に、発行部数による区分として「二十五部未満」、「二十五部以上五十部未満」、「五十部以上」の三つを設ける。

(理 由)

- 教科用拡大図書等の作成のための複製等に関する補償金は、教科用拡大図書が、教科用図書に比べると発行部数が極めて少なく、かつ、弱視等の特別の配慮を必要とする児童・生徒のために作成される図書であるといった福祉を目的とした性質を考慮し、教科書等掲載補償金の額を基に推定される百部相当の額の二分の一を基準として、「二十五部未満」、「二十五部以上五十部未満」、「五十部以上」の三つの区分に係る額が定められてきた。
- 新法は、このような長年の慣行を基礎として、具体的な補償金の額ではなく、算出方法を文化庁長官が定めることとしたものである。



## 【参考 1】著作権法（学校教育法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 39 号）施行後）（抄）

（教科用図書等への掲載）

### 第三十三条（略）

2 前項の規定により著作物を教科用図書に掲載する者は、その旨を著作者に通知するとともに、同項の規定の趣旨、著作物の種類及び用途、通常の使用料の額その他の事情を考慮して文化庁長官が定める算出方法により算出した額の補償金を著作権者に支払わなければならない。

3（後略）

（教科用図書代替教材への掲載等）

第三十三条の二 教科用図書に掲載された著作物は、学校教育の目的上必要と認められる限度において、教科用図書代替教材（学校教育法第三十四条第二項又は第三項（これらの規定を同法第四十九条、第四十九条の八、第六十二条、第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により教科用図書に代えて使用することができる同法第三十四条第二項に規定する教材をいう。以下この項及び次項において同じ。）に掲載し、及び教科用図書代替教材の当該使用に伴っていずれの方法によるかを問わず利用することができる。

2 前項の規定により教科用図書に掲載された著作物を教科用図書代替教材に掲載しようとする者は、あらかじめ当該教科用図書を発行する者にその旨を通知するとともに、同項の規定の趣旨、同項の規定による著作物の利用の態様及び利用状況、前条第二項に規定する補償金の額その他の事情を考慮して文化庁長官が定める算出方法により算出した額の補償金を著作権者に支払わなければならない。

（教科用拡大図書等の作成のための複製等）

### 第三十三条の三（略）

2 前項の規定により複製する教科用の図書その他の複製物（点字により複製するものを除き、当該教科用図書に掲載された著作物の全部又は相当部分を複製するものに限る。以下この項において「教科用拡大図書等」という。）を作成しようとする者は、あらかじめ当該教科用図書を発行する者にその旨を通知するとともに、営利を目的として当該教科用拡大図書等を頒布する場合にあつては、第三十三条第二項に規定する補償金の額に準じて文化庁長官が定める算出方法により算出した額の補償金を当該著作物の著作権者に支払わなければならない。

3（後略）

（文化審議会への諮問）

第七十一条 文化庁長官は、次に掲げる事項を定める場合には、文化審議会に諮問しなければならない。

- 一 第三十三条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第三十三条の二第二項又は第三十三条の三第二項の算出方法
- 二（後略）

## 【参考 2】学校教育法の一部等を改正する法律案に対する附帯決議（平成 30 年 5 月 9 日衆議院文部科学委員会、平成 30 年 5 月 24 日参議院文教科学委員会）

デジタル教科書の使用にあたり地方公共団体や保護者に過度の負担を課すことのないよう、著作物をデジタル教科書に掲載する際の補償金額が妥当な水準に設定されるために必要な措置を講じること等により、その価格を低廉に抑えるための取り組みを推進すること。

## 教科書等掲載補償金の額の改定について

平成 17 年 1 月 24 日  
文化審議会著作権分科会決定

### 1 基本的な考え方

- (1) 補償金の額は、原則として毎年改定するものとする。
- (2) 補償金の額の改定は、原則として、基準年度の補償金の額に教科書定価の上昇率を乗じた額を加えて行うものとする。  
(注：基準年度（平成16年以降は、平成15年度）は3年ごとに更新。基準年度からの上昇率を乗じるのは、前年度の額に上昇率を乗じて改定を続けると四捨五入の関係で誤差が広がるため)

### 2 基本的な改定方法

- (1) 基準年度の補償金の額に、教科書定価の上昇率（例、平成16年度：小中学校▲0.1%、高等学校▲0.1%）を乗じた額を加え（10円の位を四捨五入）、次のとおりとする。
  - ① 「1万部未満」の額に「1万部ごとに加算する額」は、「1万部未満」から「9万部以上10万部未満」までの各区分の金額差（1万部ごとの金額差）を平均した額とする。（10円の位を四捨五入）
  - ② 「10万部以上15万部未満」の額に「5万部ごとに加算する額」は、「10万部以上15万部未満」から「95万部以上100万部未満」までの各区分の金額差（5万部ごとの金額差）を平均した額とする。（10円の位を四捨五入）
  - ③ 100万部以上の補償金の額は、「95万部以上100万部未満」の額に、上述の「5万部ごとに加算する額」を5万部までを越えるごとに加算する。
- (2) 国内の著作権者に支払われる補償金額については、別途消費税相当額を加算するものとする。

### 3 上記2により得られた額を基準として算定するもの

- (1) 「言語の著作物」に係る「第1種」、「第2種」、「第4種」の補償金の額  
「第3種」の額を基準とし、それぞれ5/2、5/3、7/30を乗じた額とする（10円の位を四捨五入）  
「第1種」＝「第3種」×5/2  
「第2種」＝「第3種」×5/3  
「第4種」＝「第3種」×7/30

注 「第一種」：教科書等に掲載された分量が400字詰原稿用紙21枚以上（外国語の場合にあつては、1,500ワード以上）に相当する著作物  
「第二種」：詩及び教科書等に掲載された分量が400字詰原稿用紙11枚以上20枚以下（外国語の場合にあつては、1,000ワード以上1,500ワード未満）に相当する著作物  
「第三種」：教科書等に掲載された分量が400字詰原稿用紙10枚以下（外国語の場合にあつては、1,000ワード未満）に相当する著作物  
「第四種」：短歌、俳句その他これらに準ずる著作物

- (2) 「美術・写真の著作物」に係る「1/2ページ大」、「1/4ページ大以内」の補償金の額  
「1ページ大」の額を基準とし、それぞれ1/2、3/10を乗じた額とする（10円の位を四捨五入）  
「1/2ページ大」＝「1ページ大」×1/2  
「1/4ページ大以内」＝「1ページ大」×3/10

注 「1ページ大」：一の著作物を、2分の1ページを超え1ページ以内の大ききで掲載する場合  
「1/2ページ大」：一の著作物を、4分の1ページを超え2分の1ページ以内の大ききで掲載する場合  
「1/4ページ大以内」：一の著作物を、4分の1ページ以内の大ききで掲載する場合

## 教科用拡大図書の補償金の定め方について

平成26年3月5日

文化審議会著作権分科会決定

平成15年6月12日に成立した改正著作権法において、教科用拡大図書（以下、「拡大教科書」という。）の作成を権利者に許諾を得ることなく行うことができることとされ、営利を目的として拡大教科書を作成する場合には、文化庁長官が毎年定める補償金を著作権者に支払うことが義務付けられた。（平成16年1月1日施行）

このため、拡大教科書の補償金を定める必要があり、この補償金の定め方に関する考え方を示す。

### 1. 基本的な考え方について

(1) 通常の教科書に比べ発行部数が極めて少ないことを考慮する。

(2) 福祉を目的とした特殊性を考慮する。

(3) 著作権法第33条第2項の教科書補償金の算出方法に準拠して定める。

① 現行の教科書補償金は、権利者への最低補償として発行部数を1万部未満の額と定めており、これを基準にして発行部数毎に一定割合の額を加算した段階的な体系としている。

② 「言語の著作物」は「第3種」の額、「美術・写真の著作物」は「1ページ大」の額を基準とし、一定の割合を乗じて他の「種類」、「大きさ」について算出している。

### 2. 補償金の額の算出方法について

(1) 通常の教科書に比べ発行部数が極めて少ないことを考慮する。

① 拡大教科書は、通常の教科書と比べると発行部数が極めて少ないことから、現行の教科書補償金を基に少部数（100部程度）発行した場合の額を推定することとする。

② 拡大教科書の利用実態にかんがみ、発行部数による区分を設けることとする。

(2) 福祉を目的とした特殊性を考慮する。

公共交通機関等では、障害者福祉法に基づき身体にハンディを負った者に対し割引制度を実施しており、拡大教科書の作成にあたって利用される著作物の補償金においても、弱視の児童・生徒のために作成される教科書といった、福祉を目的とした性質を十分に考慮すると、上述の100部相当の額の2分の1の額とすることが適当である。

【福祉割引の参考例】

5割	鉄道、バス、船舶の運賃等、高速道路の通行料、公共施設入場料、他
3割7分	航空機運賃
1割	タクシー運賃

### 3. その他

この補償金の定め方については、平成25年度使用教科用拡大図書複製補償金から適用する。



参考資料 2

平成31年 1月30日  
文 化 庁  
著 作 権 課

平成31年度以降の教科用図書等への掲載等に係る補償金の額の算出方法に関する告示案の概要に対する意見募集の結果について

平成31年度以降の教科用図書等への掲載等に係る補償金の額の算出方法に関する告示案の概要について、平成31年1月8日から平成31年1月21日までの期間、e-Gov 意見提出フォームを通じて、広く国民の皆様から御意見の募集を行いましたところ、合計69件の御意見をいただきました。

いただいた御意見については別紙のとおりです。なお、とりまとめの都合上、意見の項目別に分けて整理いたしました。

貴重な御意見をお寄せいただき、厚く御礼申し上げます。

## 提出意見の概要

## ○賛成の意見【64件】

主な意見の概要	文化庁の考え方
告示案の算出方法に賛成。(同様の意見：他10件)	本案の趣旨に賛成の御意見として承りました。
告示案に賛成。保護者に過度の負担が生じないよう教科書の補償金はできるだけ抑制すべき。(同様の意見：他27件)	本案の趣旨に賛成の御意見として承りました。
告示案に賛成。紙の教科書とデジタル教科書の掲載補償金は同等であることが望ましい。(同様の意見：他9件)	本案の趣旨に賛成の御意見として承りました。
告示案に賛成。デジタル教科書の補償金が教科用図書の補償金よりも高くなると、教科書会社の負担が増え、デジタル教科書の質の低下や、普及の阻害となるおそれがある。(同様の意見：他6件)	本案の趣旨に賛成の御意見として承りました。
告示案に賛成。デジタル教科書は、当面は少数数での販売が想定されることから、1,000部毎の単位を設定することは実態に即している。(同様の意見：他4件)	本案の趣旨に賛成の御意見として承りました。
これまでの算出方法と大きく変わらないのであれば、事務手続き上も煩雑になることを回避できるため、告示案に賛成。(同様の意見：他1件)	本案の趣旨に賛成の御意見として承りました。
<p>告示案については賛成だが、懸念もある。</p> <p>デジタル教科書の発行部数について、例えば1クラス分だけのデジタル教科書を購入し、それを学年全体が交代で使うようなケースでは、この補償金の根拠となる「発行部数、部」をどのように考えることが適切なのか。</p> <p>また、「供給については、サーバ等を通じた「公衆送信」ではなく、メディア等を介した「複製」や「譲渡」が主となることが見込まれる」というくだりがあるが、「複製」や「譲渡」という考え方に立って考えた場合、「発行部数」を「利用者数」と読み替えな</p>	<p>本案の趣旨に賛成の御意見として承りました。</p> <p>なお、デジタル教科書については、「発行部数」及び「部」の概念が馴染まない場合には、「利用者数」等への読み替えが必要と考えられるところですが、御懸念を踏まえ、「アカウント数」の例示は削除します。</p>

<p>ければならないということであれば、どのような見解となるのか。</p> <p>教育行政を司る立場の方々には、「デジタル教科書は使い回すものではない。利用者数分をきちんと購入して利用するものである」という考え方に立って、しっかりと予算措置をしていただきたい。</p>	
--	--

### ○反対の意見【2件】

主な意見の概要	文化庁の考え方
<p>教科書補償金額と使用料額を比較した場合、補償金額が使用料額の数分の一程度となることが多く、音楽の教科書補償金額にいたっては、使用料額の場合の十分の一となる場合すらある。そのため、補償金額の算出方法は、従前の補償金の額及び算出方法を踏襲するのではなく、使用料の額とのバランスに配慮しながら、一般書籍に著作物を複製する場合の使用料の額を基礎とした算出方法とすることが望ましいと考える。</p>	<p>教科書等掲載補償金については、長年の運用実務として、基準年度の補償金の額に教科用図書の価格の変動率を乗じた額を加える実務が定着しており、改正後の著作権法は、このような長年の慣行を基礎として、具体的な補償金の額ではなく、算出方法を文化庁長官が定めることとしたものであり、本件算出方法は、このことを踏まえて定めるものです。</p> <p>また、デジタル教科書の補償金については、その普及や主な供給方法の変化等に係る中長期的な見通しを把握・予測することは、現時点においては困難な状況であるとともに、学校教育法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議では、デジタル教科書の使用に当たって利用者に過度の負担を課すことのないよう、補償金額を妥当な水準とし、価格を低廉に抑えることが求められています。これらのことを踏まえ、当面は、教科書等掲載補償金と同等の算出方法と定めるものです。</p> <p>なお、備考四で示す通り、三年後を</p>

	<p>目途に、状況等を勘案し必要に応じ検討を行うこととしていますので、ご指摘の点はその際に参考にさせていただきます。</p>
<p>デジタル教科書は教科用図書と比較して使用方法が多様であることを踏まえ、権利者の不利益にならないよう配慮した算出方法とすることが望ましいと考える。特に発行部数の捉え方によっては、利用規模の大きさを補償金の額に正確に反映できない可能性がある。このため、補償金の額の算出方法は通常の使用料の額に一定の減額を講じて算出する方法とし、デジタル教科書については教科用図書の補償金額を上回るように調整を加えることが望ましい。</p>	<p>教科書等掲載補償金については、長年の運用実務として、基準年度の補償金の額に教科用図書の価格の変動率を乗じた額を加える実務が定着しており、改正後の著作権法は、このような長年の慣行を基礎として、具体的な補償金の額ではなく、算出方法を文化庁長官が定めることとしたものであり、本件算出方法は、このことを踏まえて定めるものです。</p> <p>また、デジタル教科書の補償金については、その普及や主な供給方法の変化等に係る中長期的な見通しを把握・予測することは、現時点においては困難な状況であるとともに、学校教育法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議では、デジタル教科書の使用に当たって利用者に過度の負担を課すことのないよう、補償金額を妥当な水準とし、価格を低廉に抑えることが求められています。これらのことを踏まえ、当面は、教科書等掲載補償金と同等の算出方法と定めるものです。</p> <p>なお、備考四で示す通り、三年後を目途に、状況等を勘案し必要に応じ検討を行うこととしていますので、ご指摘の点はその際に参考にさせていただきます。</p>



○その他の意見【1件】

主な意見の概要	文化庁の考え方
<p>デジタル教科書の補償金算定の考え方や算出方法については、利用態様や利用状況をにらみながら、数年後に見直しを図っていただきたい。なお、発行部数1万部未満の補償金額については、最低補償金額を設定していただきたい。</p>	<p>御指摘の見直しについては、備考四で示す通り、三年後を目途に、状況等を勘案し必要に応じ検討を行うこととしています。</p> <p>また、ご要望の最低補償金額についても、上記検討の際に参考にさせていただきます。</p>

※また、上記以外に補償金の算出方法に関係しない意見が2件ございました。

平成 31 年度以降の教科用図書等への掲載等に係る補償金の額の  
算出方法に関する告示案の概要  
新旧対照表

新（意見修正反映後）	旧（意見募集時の案）
<p><b>【2. 教科用図書代替教材（デジタル教科書）】</b> ○文化庁告示第〇〇〇号（案）</p> <p>著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第三十三條の二第二項の規定に基づき、教科用図書代替教材への掲載等に係る補償金（以下「教科用図書代替教材掲載補償金」という。）の額の算出方法を次のとおり定め、平成三十一年度以降に使用される教科用図書代替教材に適用することとしたので、同条第三項の規定に基づき告示する。</p> <p style="text-align: right;">平成三十一年〇月〇日 文化庁長官 宮田亮平</p> <p>教科用図書代替教材掲載補償金の額の算出方法 平成三十一年〇月〇日文化庁告示第〇〇〇号（教科書等掲載補償金の額の算出方法）において定めた算出方法に基づいて算出された教科書等掲載補償金の額（以下「教科書等掲載補償金の額」という。）を基に、以下の算出方法に基づいて算出するものとする。</p> <p>一～十一 略</p> <p>備考一 本告示における「発行部数」及び「部」は、必要に応じ、教科用図書代替教材の「利用者数」<u>          (削除)          </u>等と読み替えるものとする。</p> <p>備考二～四 略</p>	<p><b>【2. 教科用図書代替教材（デジタル教科書）】</b> ○文化庁告示第〇〇〇号（案）</p> <p>著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第三十三條の二第二項の規定に基づき、教科用図書代替教材への掲載等に係る補償金（以下「教科用図書代替教材掲載補償金」という。）の額の算出方法を次のとおり定め、平成三十一年度以降に使用される教科用図書代替教材に適用することとしたので、同条第三項の規定に基づき告示する。</p> <p style="text-align: right;">平成三十一年〇月〇日 文化庁長官 宮田亮平</p> <p>教科用図書代替教材掲載補償金の額の算出方法 平成三十一年〇月〇日文化庁告示第〇〇〇号（教科書等掲載補償金の額の算出方法）において定めた算出方法に基づいて算出された教科書等掲載補償金の額（以下「教科書等掲載補償金の額」という。）を基に、以下の算出方法に基づいて算出するものとする。</p> <p>一～十一 略</p> <p>備考一 本告示における「発行部数」及び「部」は、必要に応じ、教科用図書代替教材の「利用者数」<u>や「アカウント数」</u>等と読み替えるものとする。</p> <p>備考二～四 略</p>

## 趣旨

教育の情報化に対応し、平成32年度から実施される新学習指導要領を踏まえた「**主体的・対話的で深い学び**」の視点からの授業改善や、**障害等により教科書を使用して学習することが困難な児童生徒の学習上の支援**のため、**必要に応じて「デジタル教科書」を通常の紙の教科書に代えて使用することができる（併用制※）**よう、所要の措置を講ずる。

※引き続き、紙の教科書を給付。

## 概要

### 1. 学校教育法の一部改正

現在、小学校、中学校、高等学校等の授業では、紙の教科書を使用しなければならない（教科書の使用義務）こととされているところ、

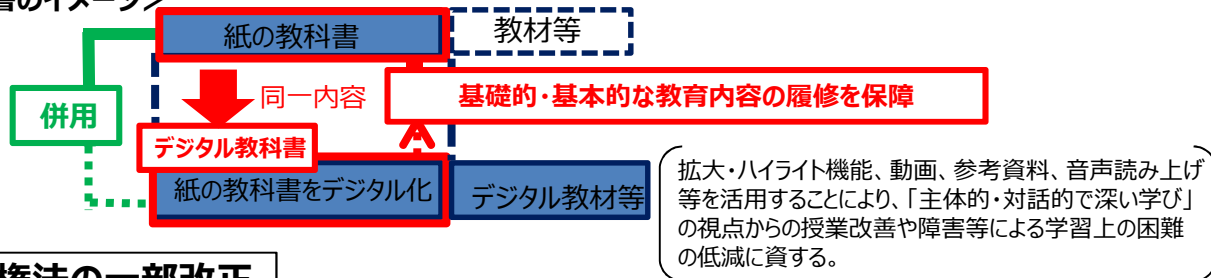
- ① 小学校、中学校、高等学校等において、検定済教科書※の内容を電磁的に記録した「デジタル教科書」がある場合には、**教育課程の一部において、教科書の使用義務に関わらず、通常の紙の教科書に代えて「デジタル教科書」を使用できることとする。**

※学習指導要領を踏まえた検定基準に基づく検定に合格した図書が教科書として使用される。

ただし、**視覚障害、発達障害等の事由により通常の紙の教科書を使用して学習することが困難な児童生徒**に対し、文字の拡大や音声読み上げ等により、その学習上の困難の程度を低減させる必要がある場合には、**教育課程の全部において、通常の紙の教科書に代えて「デジタル教科書」を使用できることとする。**【第34条関係】

- ② 特別支援学校や、工業高校など高等学校の専門教科等において、検定済教科書が無い場合等に使用する図書についても、①と同様に、その内容を電磁的に記録した教材を使用できることとする。【附則第9条関係】

<デジタル教科書のイメージ>



### 2. 著作権法の一部改正

- **通常の紙の教科書と同様に、掲載された著作物を権利者の許諾を得ずに「デジタル教科書」に掲載し、必要な利用を行うことを認める**とともに、当該著作物の利用に係る補償金等の規定について整備する等の措置を講ずる。【新設】

### 3. 文部科学省著作教科書の出版権等に関する法律の一部改正

- 民間による教科書の発行がなく文部科学省著作教科書が発行される場合に、その「デジタル教科書」についても、文部科学省著作教科書と同様に、文部科学大臣が出版権を設定できることとする等の措置を講ずる。【第17条関係】

## 施行期日

平成31年4月1日

## <デジタル教科書>



## <デジタル教科書の導入により期待されるメリット>

- デジタル機能の活用による教育活動の一層の充実  
 (例) 拡大縮小、ハイライト、共有、反転、リフロー、音声読み上げ  
 総ルビ、検索、保存 等
- デジタル教材との一体的使用  
 (例) 動画・アニメーション、ドリル・ワーク、参考資料 等

**国語**

本文を自由に切り取り  
試行錯誤

**算数**

立体図形の展開／回転

**外国語活動**

発音を音声認識して  
自動チェック

**理科**

理解を促進するための音声・動画






**社会**

## <特別支援教育等における活用例>

- 視覚障害のある児童生徒による、拡大機能や音声読み上げ機能の活用
- 発達障害のある児童生徒による、音声読み上げ機能や、文字の大きさ、背景色、テキストの色、行間・文字間隔の変更機能の活用 等

教科書補償金に係る審議事項の整理

平成31年4月1日

	平成30年度 適用	平成31年度以降 適用
教科用図書	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">           補償金額 【平成30年諮問第99号】         </div> 	<div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">算出方法</div>  </div>
拡大教科書	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">           補償金額 【平成30年諮問第100号】         </div> 	<div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">算出方法</div>  </div>
デジタル教科書	—	<div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">算出方法</div>  </div>

【平成31年諮問第13号】